

みどり市 障がい者計画2022

～ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち～



令和4年3月
みどり市

ごあいさつ

みどり市では、平成29年3月に「みどり市障がい者計画2012（後期計画）」、令和3年3月には「第6期みどり市障害福祉計画・第2期みどり市障害児福祉計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進に努めてまいりました。

近年、障がいをもつ人の取り巻く環境は、障がい者や介護者の高齢化、障がいの重度化が進み、地域における障がい福祉ニーズは複雑・多様化してきております。国においては、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者権利条約など障がい福祉に係わる重要な法整備が行われてきました。

このたび、「みどり市障がい者計画2012」が期間満了となることから、基本理念である「ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち」を継承しつつ、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みどり市障がい者計画2022」を新たに策定いたしました。令和2年10月に設置しました「みどり市障がい者基幹相談支援センター」の相談支援体制の強化、障がいの理解促進事業や親亡き後を見据えた支援等に取り組みながら、地域全体で支えあうシステムを構築し、計画の推進を図ってまいります。また、令和4年度から地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに包括的に対応するための重層的支援体制として「福祉のなんでも相談」を実施しますが、障がいを含め、介護・子育て・生活困窮などの福祉の困りごとについて関係各課との連携により、包括的な相談支援の実施や複合課題の解決に向けた取組を行いながら、地域共生社会の実現に努めてまいります。

今後、障がい者施策のさらなる推進に向け、市民の皆様をはじめ、関係機関の皆様のなお一層のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化する中で、計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りましたみどり市障がい者地域支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリングにご協力いただきました市民の皆様、障がい者団体の皆様等に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

みどり市長

須藤 昭男



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	10
4 計画の対象者	11
5 計画の策定体制	11

第2章 みどり市の現状

1 みどり市の概況	15
2 各種調査結果	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	51
2 基本方針	52
3 基本目標	54
4 施策体系	58

第4章 施策の展開

基本目標1 障がいに対する理解促進と差別解消	61
基本目標2 生活支援サービスの充実	64
基本目標3 保健・医療体制の充実	70
基本目標4 療育・教育体制の充実	73
基本目標5 就労環境の整備	76
基本目標6 コミュニケーション環境の充実	78
基本目標7 安全・安心の確保	80

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制	85
2 計画の評価	86

資料編

1 策定の経過	89
2 規定・委員名簿	90
3 用語解説	95

※「障がい」の表記について

みどり市では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、平成 22 年 4 月 1 日以降に新たに作成・発行・掲示する公文書及び広報紙、ホームページ等において、可能な限りひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障がいのある人もない人も、すべての人々がお互いを尊重し、支えあいながら、地域の中で生活し活動できる社会を実現するために「ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち」を基本理念として、平成29年3月に「みどり市障がい者計画2012(後期計画)」を策定し、みどり市の障がい者施策を総合的に推進してきました。

また、令和3年3月には、障害者総合支援法に基づく「第6期みどり市障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「第2期みどり市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス及び障がい児支援の円滑な実施に向けた取組を推進してきました。

この間、国では、「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」が施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、平成30年3月に「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度～令和4年度)を策定しました。

「障害者基本計画(第4次)」では、共生社会の実現に向け、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がいのある人への施策の基本的な方向を定めています。

県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、平成30年3月に障害者計画と障害福祉計画を一体化した「バリアフリーぐんま障害者プラン7」(平成30年度～令和2年度)を策定しました。令和3年3月には、「バリアフリーぐんま障害者プラン8」(令和3年度～令和8年度)を策定し、「全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現」を目指し、3つの基本目標と7つの施策を柱に掲げています。

こうした中、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいのある人もない人も、すべての人々がお互いを尊重し、支えあいながら、地域の中で共に生活し活動できる社会を実現するために、市が担う役割は重要なものとなっています。

そのため、本市では「みどり市障がい者計画2012(後期計画)」の計画期間が令和3年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて計画を策定します。

2 計画の位置づけ

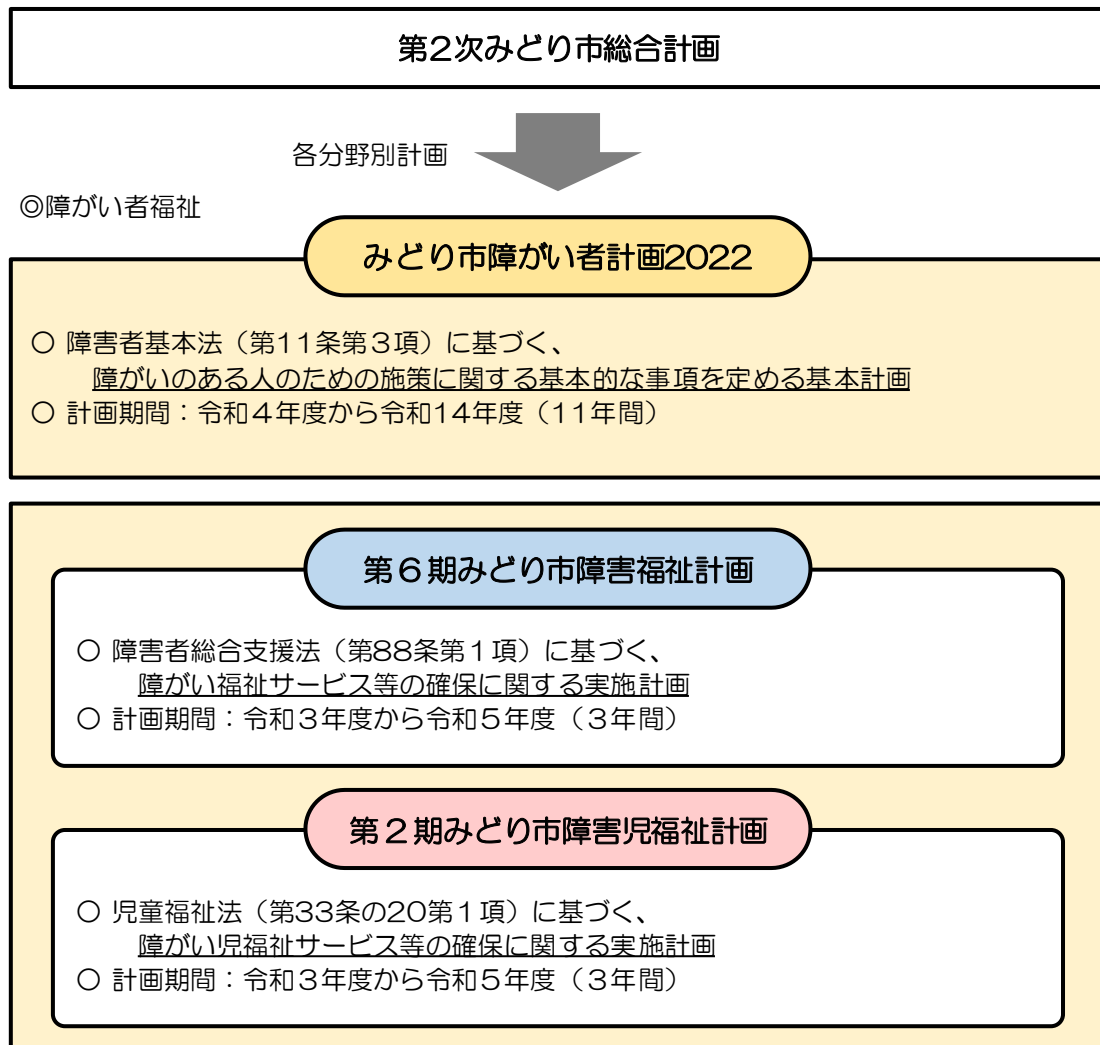
(1) 関連計画との関係

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

「みどり市障がい者計画」では、障がい者施策の基本的な指針を示した計画として、みどり市の障がい者施策の総合的な推進を目指します。

また、本計画は国の「障害者基本計画」および群馬県の「バリアフリーぐんま障害者プラン」、本市の上位計画である「みどり市総合計画」や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保を示した「みどり市障害福祉計画・みどり市障害児福祉計画」、関連計画との整合性を確保して策定するものです。

■本市における本計画の位置づけ



■ 国の第4次障害者基本計画の概要

第4次障害者基本計画 概要

I 第4次障害者基本計画とは

- 【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定）
- 【計画期間】 **平成30(2018)年度からの5年間**
- 【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成**

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加し**、その**能力を最大限発揮して自己実現**できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ^(※)向上の視点を取り入れていく
(※) アクセシビリティ: 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- (※) 障害者権利条約: 我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 ・ 公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 ・ ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 ・ 聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 ・ 音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 ・ Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 ・ 障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 ・ 障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 ・ 障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 ・ 相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

第4次障害者基本計画 概要

<p>5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人の決定を尊重する意思決定支援の実施 ○身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援 ・発達障害者等へのピアサポートの推進 ○地域生活への移行の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入 ○障害のある子供への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援 ○身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発 ○障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保 	<p>8. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進 ○多様な就業機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進 ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上） ・農業分野の就労支援
<p>6. 保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・退院後の精神障害者の支援 ○地域医療体制 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実 ○研究開発等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・最新技術を活用した自立支援機器の開発 ・難病治療法の研究開発 	<p>9. 教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実 ○障害のある学生の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援 ○障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援
<p>7. 行政等における配慮の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実 ○アクセシビリティに配慮した行政情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関の窓口での配慮 ・ウェブサイトにおけるキーボード操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮 	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者の芸術文化活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験 ○障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化 <ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピック等のアスリートの育成強化
	<p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的協調の下での障害者施策の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第4次障害者基本計画 主な成果目標

<p>< 安全・安心な生活環境の整備 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定の旅客施設のバリアフリー化率^(注1)</td> <td>87.2%（段差解消） （2016年度）</td> <td>約100%（同左） （2020年度）</td> </tr> <tr> <td>ノンステップバスの導入率^(注2)</td> <td>53.3% （2016年度）</td> <td>約70% （2020年度）</td> </tr> <tr> <td>福祉タクシーの導入台数</td> <td>15,128台 （2016年度）</td> <td>約28,000台 （2020年度）</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合 (注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外</small></p>	指標	現状値（直近値）	目標値	一定の旅客施設のバリアフリー化率 ^(注1)	87.2%（段差解消） （2016年度）	約100%（同左） （2020年度）	ノンステップバスの導入率 ^(注2)	53.3% （2016年度）	約70% （2020年度）	福祉タクシーの導入台数	15,128台 （2016年度）	約28,000台 （2020年度）	<p>< 保健・医療の推進 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神病棟での1年以上の長期入院患者数</td> <td>約18.5万人 （2014年度）</td> <td>14.6～15.7万人 （2020年度）</td> </tr> <tr> <td>都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率</td> <td>2018年4月から新たな医療提供体制を整備</td> <td>100% （2022年度）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値（直近値）	目標値	精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 （2014年度）	14.6～15.7万人 （2020年度）	都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	2018年4月から新たな医療提供体制を整備	100% （2022年度）
指標	現状値（直近値）	目標値																				
一定の旅客施設のバリアフリー化率 ^(注1)	87.2%（段差解消） （2016年度）	約100%（同左） （2020年度）																				
ノンステップバスの導入率 ^(注2)	53.3% （2016年度）	約70% （2020年度）																				
福祉タクシーの導入台数	15,128台 （2016年度）	約28,000台 （2020年度）																				
指標	現状値（直近値）	目標値																				
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 （2014年度）	14.6～15.7万人 （2020年度）																				
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	2018年4月から新たな医療提供体制を整備	100% （2022年度）																				
<p>< 情報アクセシビリティの向上及び意識疎通支援の充実 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合</td> <td>97.4%（NHK総合） 99.5%（民放キ-5局） （2016年度）</td> <td>100%^(注3) （NHK総合・民放キ-5局） （2022年度）</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%</small></p>	指標	現状値（直近値）	目標値	対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4%（NHK総合） 99.5%（民放キ-5局） （2016年度）	100% ^(注3) （NHK総合・民放キ-5局） （2022年度）	<p>< 雇用・就業・経済的自立の支援 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一定規模以上の企業で雇用される障害者数</td> <td>49.6万人(50人以上) （2017年6月）</td> <td>58.5万人(43.5人以上) （2022年度）</td> </tr> <tr> <td>障害者就労施設等の物品等優先購入実績</td> <td>171億円 （2016年度）</td> <td>前年度比増 （～2022年度）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値（直近値）	目標値	一定規模以上の企業で雇用される障害者数	49.6万人(50人以上) （2017年6月）	58.5万人(43.5人以上) （2022年度）	障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 （2016年度）	前年度比増 （～2022年度）						
指標	現状値（直近値）	目標値																				
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4%（NHK総合） 99.5%（民放キ-5局） （2016年度）	100% ^(注3) （NHK総合・民放キ-5局） （2022年度）																				
指標	現状値（直近値）	目標値																				
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	49.6万人(50人以上) （2017年6月）	58.5万人(43.5人以上) （2022年度）																				
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 （2016年度）	前年度比増 （～2022年度）																				
<p>< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者差別解消法の地域協議会の組織率</td> <td>37.8%（一般市町村） （2017年4月）</td> <td>70%以上（同左） （2022年度）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値（直近値）	目標値	障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8%（一般市町村） （2017年4月）	70%以上（同左） （2022年度）	<p>< 教育の振興 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合</td> <td>81.9%（指導計画） 75.7%（教育支援計画） （2016年度）</td> <td>おおむね100% （2022年度）</td> </tr> <tr> <td>障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合</td> <td>21% （2016年度）</td> <td>おおむね100% （2022年度）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値（直近値）	目標値	個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9%（指導計画） 75.7%（教育支援計画） （2016年度）	おおむね100% （2022年度）	障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% （2016年度）	おおむね100% （2022年度）						
指標	現状値（直近値）	目標値																				
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8%（一般市町村） （2017年4月）	70%以上（同左） （2022年度）																				
指標	現状値（直近値）	目標値																				
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9%（指導計画） 75.7%（教育支援計画） （2016年度）	おおむね100% （2022年度）																				
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% （2016年度）	おおむね100% （2022年度）																				
<p>< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達障害者支援地域協議会の設置率</td> <td>87%（都道府県・政令市） （2016年度）</td> <td>100%（同左） （2022年度）</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援拠点^(注4)を整備している市町村又は障害福祉圏域の数</td> <td>37市町村9圏域 （2017年4月）</td> <td>全ての地域 （2020年度）</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注4) 居住支援のための機能（相談、緊急時の受入等）を担う拠点</small></p>	指標	現状値（直近値）	目標値	発達障害者支援地域協議会の設置率	87%（都道府県・政令市） （2016年度）	100%（同左） （2022年度）	地域生活支援拠点 ^(注4) を整備している市町村又は障害福祉圏域の数	37市町村9圏域 （2017年4月）	全ての地域 （2020年度）	<p>< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値（直近値）</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者の週1回以上のスポーツ実施率</td> <td>19.2%（成人） 31.5%（若年層） （2015年度）</td> <td>40%程度（成人） 50%程度（若年層） （2021年度）</td> </tr> <tr> <td>パラリンピック競技大会における金メダル数</td> <td>0個（夏季）（2016年） 3個（冬季）（2018年）</td> <td>過去最高の金メダル数 （夏季2020年、冬季2022年）</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状値（直近値）	目標値	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%（成人） 31.5%（若年層） （2015年度）	40%程度（成人） 50%程度（若年層） （2021年度）	パラリンピック競技大会における金メダル数	0個（夏季）（2016年） 3個（冬季）（2018年）	過去最高の金メダル数 （夏季2020年、冬季2022年）			
指標	現状値（直近値）	目標値																				
発達障害者支援地域協議会の設置率	87%（都道府県・政令市） （2016年度）	100%（同左） （2022年度）																				
地域生活支援拠点 ^(注4) を整備している市町村又は障害福祉圏域の数	37市町村9圏域 （2017年4月）	全ての地域 （2020年度）																				
指標	現状値（直近値）	目標値																				
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%（成人） 31.5%（若年層） （2015年度）	40%程度（成人） 50%程度（若年層） （2021年度）																				
パラリンピック競技大会における金メダル数	0個（夏季）（2016年） 3個（冬季）（2018年）	過去最高の金メダル数 （夏季2020年、冬季2022年）																				

資料：内閣府「障害者基本計画（第4次計画）」（平成30年3月）

■ バリアフリーぐんま障害者プラン8の概要

本計画の位置づけ・計画期間

本計画は、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための本県の施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保、福祉的就労に関する工賃の向上に向けた取組等について定め、障害のある人のための施策の総合的な推進について定めるものです。

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現。

基本目標

- (1) お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進
- (2) 自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援
- (3) 安全で安心できる地域づくり

障害者施策の展開（概要と主な取組）

- (1) お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進
- (2) 自立した生活の支援と意思決定支援の推進
- (3) 保健・医療体制の充実
- (4) 教育の充実
- (5) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- (6) 雇用の拡大、就労の促進
- (7) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
- (8) 防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

<新たな課題等への対応>

- ニューノーマルやデジタル化に対応した障害福祉
- 障害児のための療育支援・重度障害児者のための支援
- 文化芸術活動の推進に関する取組
- 読書バリアフリーの推進に関する取組

資料：群馬県「バリアフリーぐんま障害者プラン8 概要版」(令和3年3月)より作成

(2)SDGsとの関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

■持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）



資料：外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

■ 持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) の詳細



目標 1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標 6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

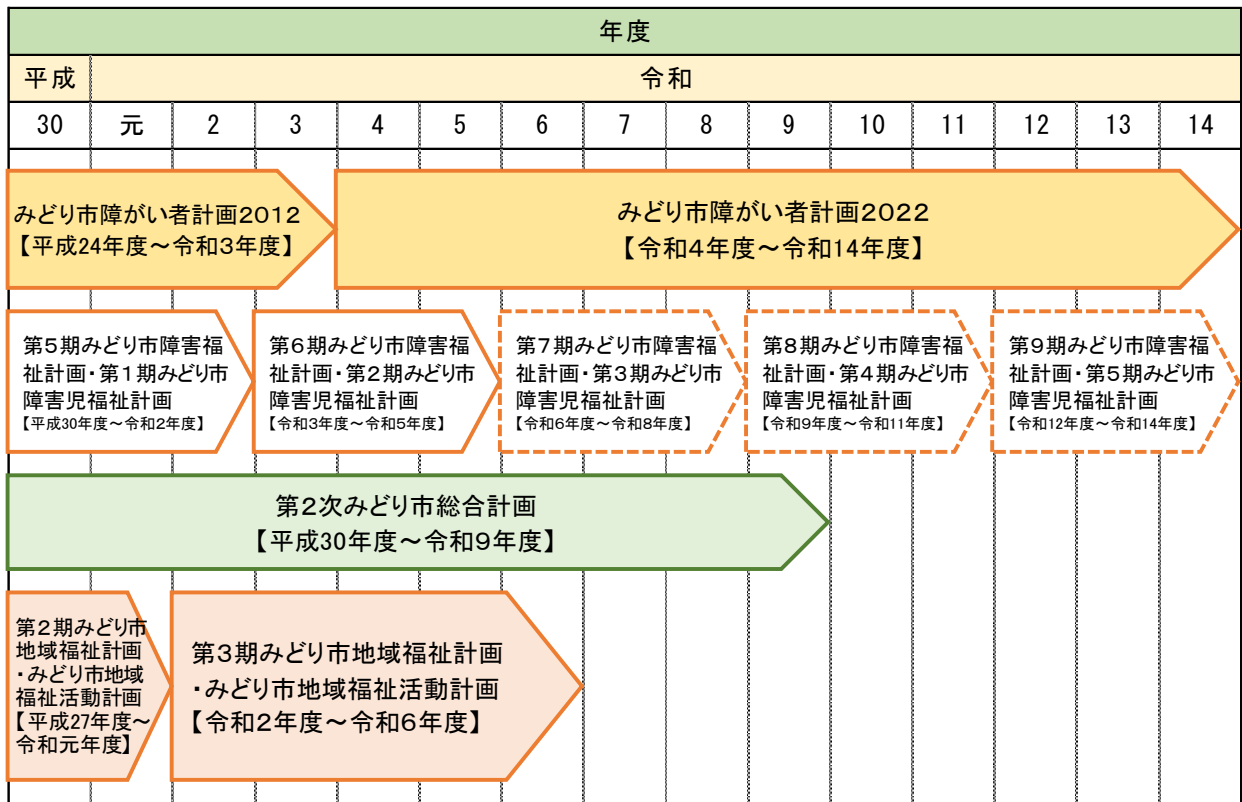
資料: 外務省「JAPAN SDGs Action Platform」

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和14年度までの11年間とし、計画の中間年に、社会情勢や障がいのある人のニーズ等の変化を踏まえて見直しを行うこととします。

ただし、国や県の動向を踏まえ、他の関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

■みどり市障がい者計画 2022 及び関連計画の計画期間



4 計画の対象者

本計画では、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すために、市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

障がい者施策を推進するにあたっては、障害者基本法第2条に定義する障害者を主な対象とし、事業の対象となる障がいの範囲は、個別の法令等の規程によりそれぞれ限定されます。

■障害者基本法第2条

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、障がいのある人のニーズや生活状況等を把握するために、障がい者手帳所持者及び特定疾患患者見舞金等受給者を対象としたアンケート調査及び当事者団体等へのヒアリング調査を実施しました。

また、「みどり市障がい者地域支援協議会」を開催して計画内容の審議を行うとともに、庁内検討会議を開催して全庁的な体制のもとに計画策定を行いました。

第2章 みどり市の現状

1 みどり市の概況

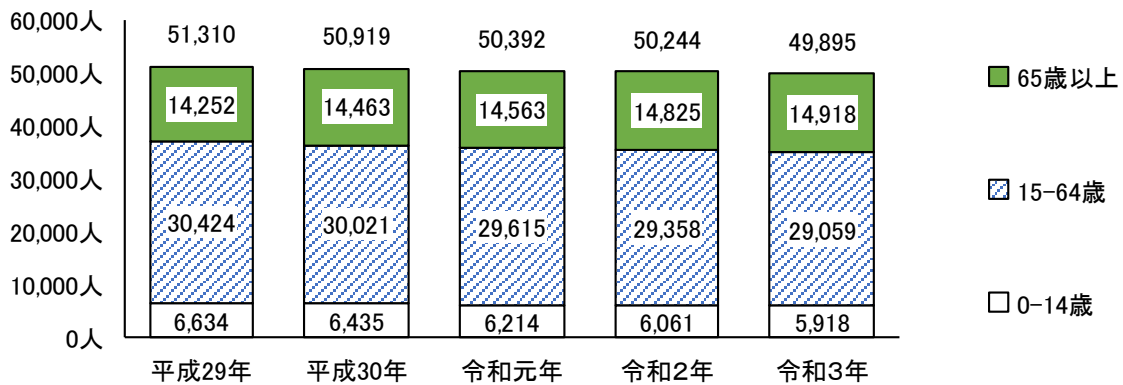
(1)人口動態と世帯の概況

①人口の推移

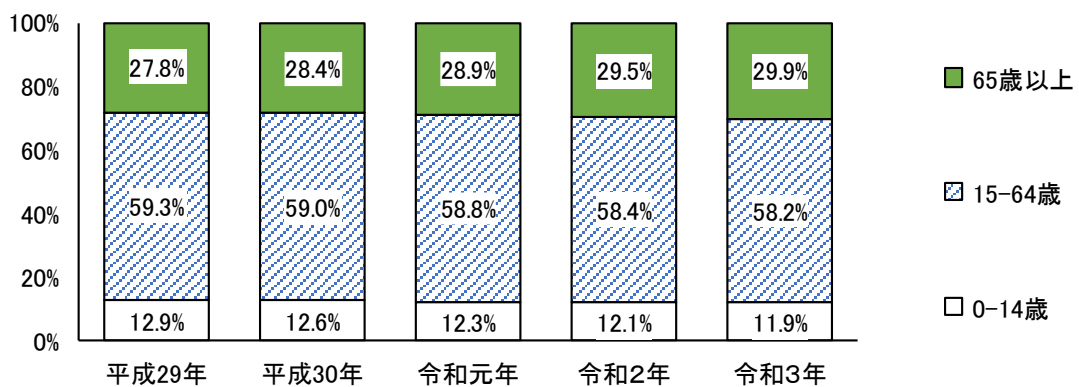
総人口は年々減少しており、令和3年では49,895人となっています。

内訳を見ると、65歳以上の高齢者人口が年々増加しており、令和3年では全体の29.9%となっています。一方で、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は年々減少しており、構成比も低下しています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移(上段:人数、下段:構成比)



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)



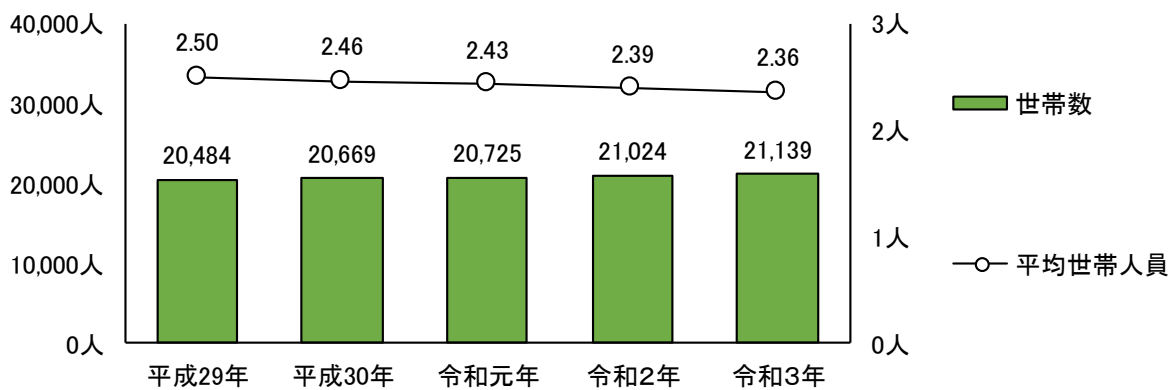
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

②世帯数の推移

世帯数は一貫して増加しており、令和3年では21,139世帯となっています。

一方で、1世帯あたりの平均世帯人員は減少し、平成29年では2.50人でしたが、令和3年には2.36人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

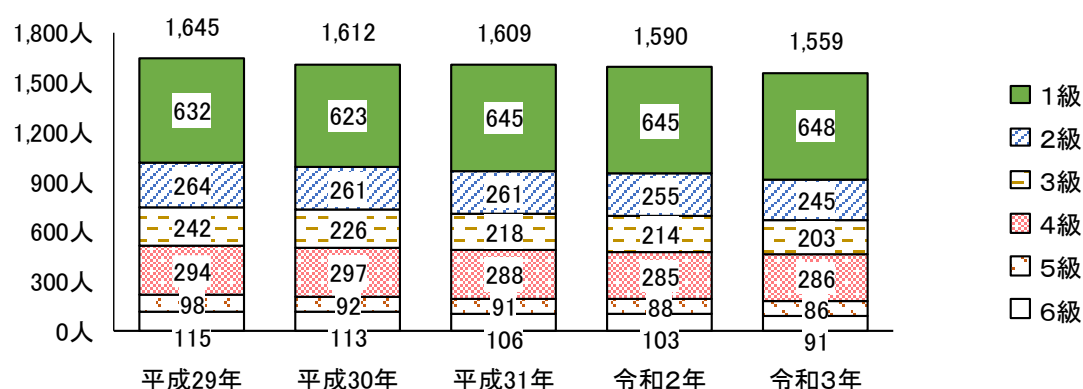
(2)身体障害者手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

身体障害者手帳所持者数は微減傾向で推移しており、令和3年では1,559人となっています。

等級別の内訳を見ると、1級が最も多く、構成比も平成31年以降は4割を超えています。また、1級と2級を合わせると5割を超えて推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（等級別）

上段：人数、下段：構成比

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計	1,645	1,612	1,609	1,590	1,559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1級	632	623	645	645	648
	38.4%	38.6%	40.1%	40.6%	41.6%
2級	264	261	261	255	245
	16.0%	16.2%	16.2%	16.0%	15.7%
3級	242	226	218	214	203
	14.7%	14.0%	13.5%	13.5%	13.0%
4級	294	297	288	285	286
	17.9%	18.4%	17.9%	17.9%	18.3%
5級	98	92	91	88	86
	6.0%	5.7%	5.7%	5.5%	5.5%
6級	115	113	106	103	91
	7.0%	7.0%	6.6%	6.5%	5.8%

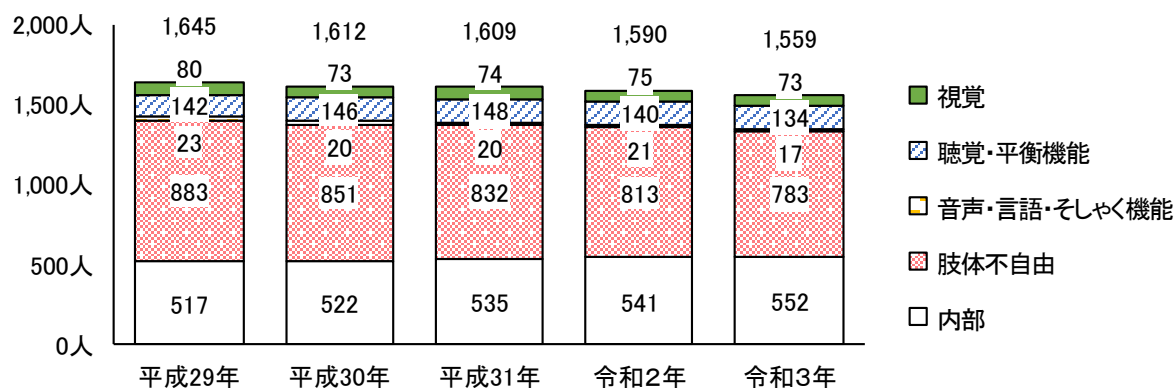
資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

②身体障害者手帳所持者数の推移（主な障がいの種別）

主な障がいの種別による内訳を見ると、肢体不自由が最も多く、令和3年では783人となっており、構成比は5割を超えています。減少傾向で推移しています。

次いで、内部障がいが多く、令和3年では552人となっており、構成比は3割を超えて増加傾向で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（主な障がい種別）



資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（主な障がい種別）

上段：人数、下段：構成比

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計	1,645 100.0%	1,612 100.0%	1,609 100.0%	1,590 100.0%	1,559 100.0%
視覚	80 4.9%	73 4.5%	74 4.6%	75 4.7%	73 4.7%
聴覚・平衡機能	142 8.6%	146 9.1%	148 9.2%	140 8.8%	134 8.6%
音声・言語・そしゃく機能	23 1.4%	20 1.2%	20 1.2%	21 1.3%	17 1.1%
肢体不自由	883 53.7%	851 52.8%	832 51.7%	813 51.1%	783 50.2%
内部	517 31.4%	522 32.4%	535 33.3%	541 34.0%	552 35.4%

資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

③身体障害者手帳所持者数の推移（18歳未満）

18歳未満の身体障害者手帳所持者数は30人前後で推移しており、構成比は、身体障害者手帳所持者全体の2%程度となっています。

等級別では1級が最も多く、障がいの種別では肢体不自由が最も多くなっています。

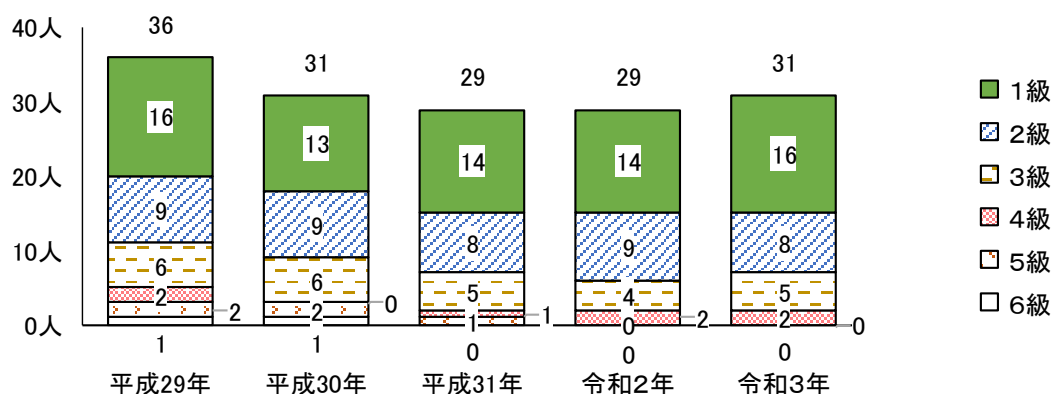
■身体障害者手帳所持者の推移（年齢2区分）

上段：人数、下段：構成比

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計	1,645	1,612	1,609	1,590	1,559
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18歳未満	36	31	29	29	31
	2.2%	1.9%	1.8%	1.8%	2.0%
18歳以上	1,609	1,581	1,580	1,561	1,528
	97.8%	98.1%	98.2%	98.2%	98.0%

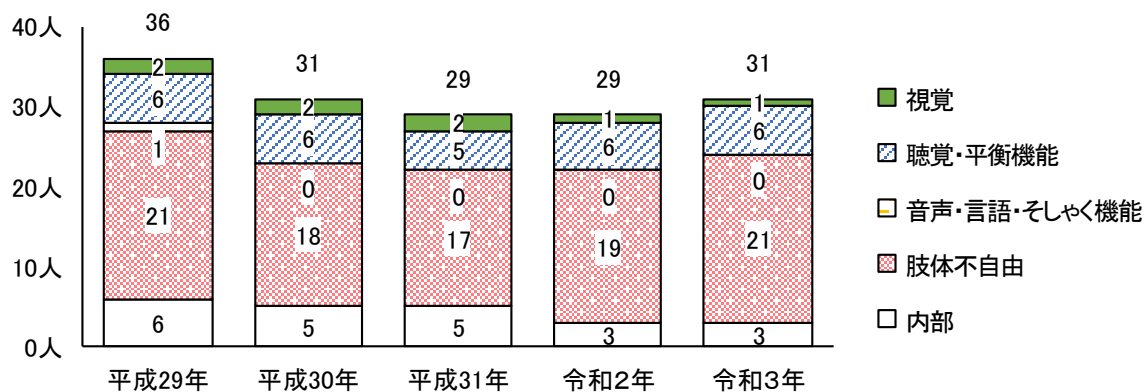
資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

■18歳未満の身体障害者手帳所持者の推移（等級別）



資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

■18歳未満の身体障害者手帳所持者の推移（主な障がい種別）



資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

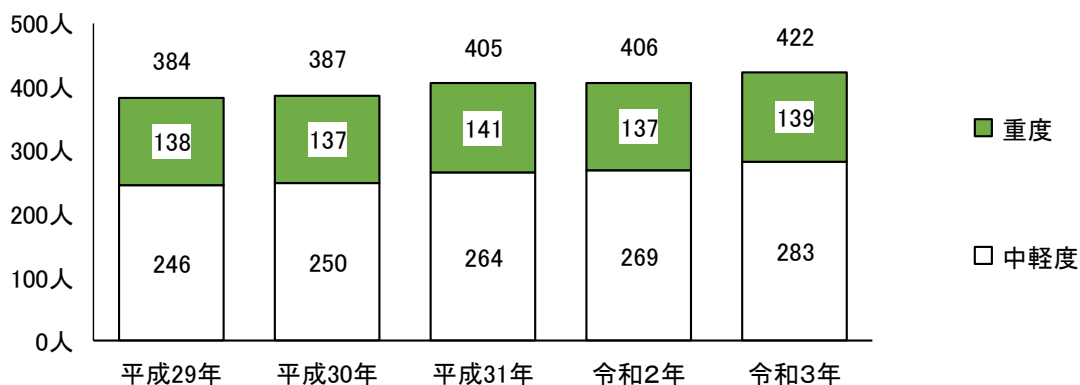
(3)療育手帳所持者の状況

①療育手帳所持者数の推移（等級別）

療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年では422人となっています。

等級別の内訳を見ると、中軽度が6割を超えて推移しており、人数、構成比ともに年々増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）



資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

■療育手帳所持者数の推移（等級別）

上段：人数、下段：構成比

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計	384	387	405	406	422
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
重度	138	137	141	137	139
	35.9%	35.4%	34.8%	33.7%	32.9%
中軽度	246	250	264	269	283
	64.1%	64.6%	65.2%	66.3%	67.1%

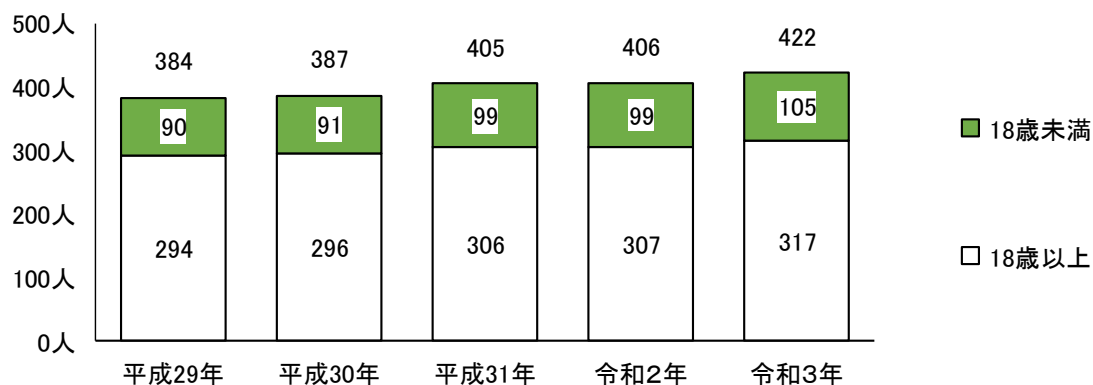
資料：健康福祉統計年報（各年3月31日現在）

②18歳未満の療育手帳所持者数の推移

18歳未満の療育手帳所持者数は、微増傾向で推移しており、令和3年では105人となっています。

構成比を見ると、療育手帳所持者全体の2割強で推移しています。

■療育手帳所持者数の推移(年齢2区分)



資料:健康福祉統計年報(各年3月31日現在)

■療育手帳所持者数の推移(年齢2区分)

上段:人数、下段:構成比

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計	384	387	405	406	422
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18歳未満	90	91	99	99	105
	23.4%	23.5%	24.4%	24.4%	24.9%
18歳以上	294	296	306	307	317
	76.6%	76.5%	75.6%	75.6%	75.1%

資料:健康福祉統計年報(各年3月31日現在)

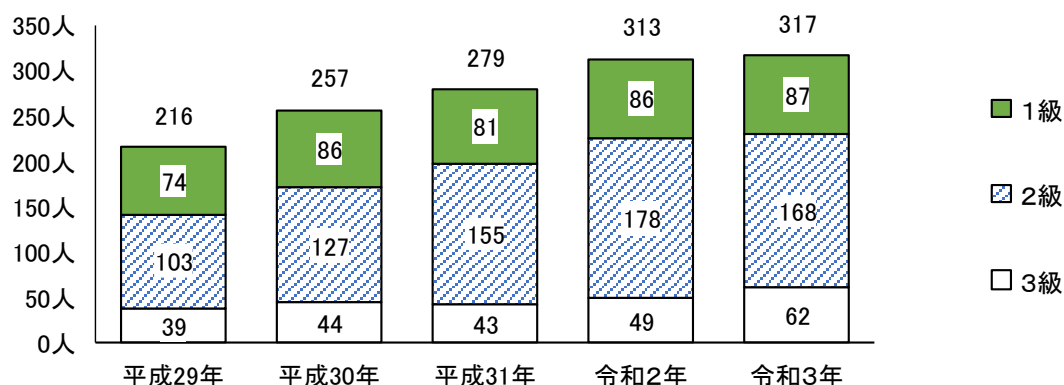
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、令和3年では317人となっています。

等級別に見ると、2級が最も多く、平成31年以降は過半数を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



資料:第6期みどり市障害福祉計画・第2期みどり市障害児福祉計画(各年3月31日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)

上段:人数、下段:構成比

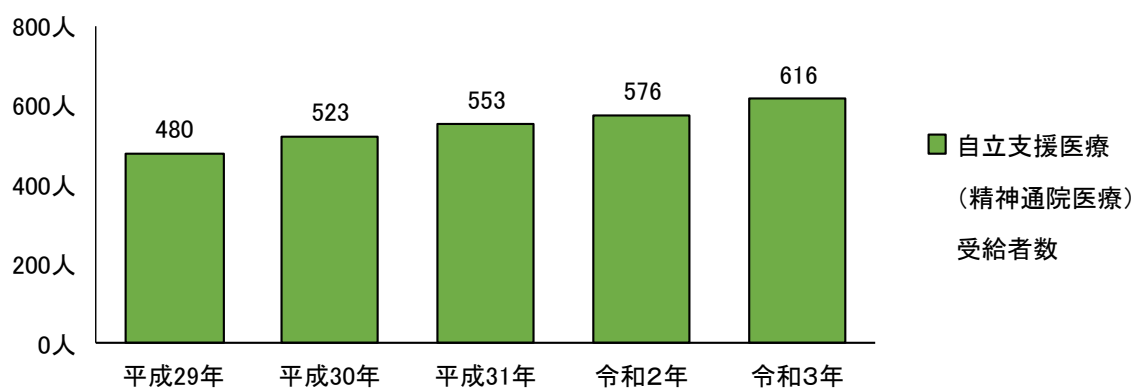
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
合計	216	257	279	313	317
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1級	74	86	81	86	87
	34.3%	33.5%	29.0%	27.5%	27.4%
2級	103	127	155	178	168
	47.7%	49.4%	55.6%	56.9%	53.0%
3級	39	44	43	49	62
	18.1%	17.1%	15.4%	15.7%	19.6%

資料:第6期みどり市障害福祉計画・第2期みどり市障害児福祉計画(各年3月31日現在)

②自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加しており、令和3年では616人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：第6期みどり市障害福祉計画・第2期みどり市障害児福祉計画（各年3月31日現在）

2 各種調査結果

(1) アンケート調査概要

① 調査目的

本調査は、みどり市が策定する「みどり市障がい者計画 2022」の基礎資料とするために、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、特定疾患患者見舞金及び小児慢性特定疾患患者見舞金（以下「特定疾患患者見舞金等受給者」という。）の受給者を対象に実施しました。

② 調査設計

区分	設計内容
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び特定疾患患者見舞金等受給者（65歳未満）
対象者数	1,117件
抽出方法	全件調査
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和3年6月28日（月）～令和3年7月23日（金）

③ 回収結果

区分	内容
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び特定疾患患者見舞金等受給者（65歳未満）
有効回収数	529件
有効回収率	47.4%

(2) アンケート調査結果概要

① 調査回答者について

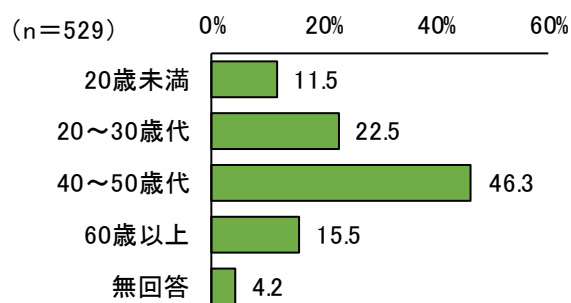
本調査への回答者の年代は、40～50歳代が最も多く46.3%となっています。

調査票への記入者は、51.0%が「すべて本人」で、本人と本人を加えた父母・その他の人・配偶者を合わせると73.3%となっています。

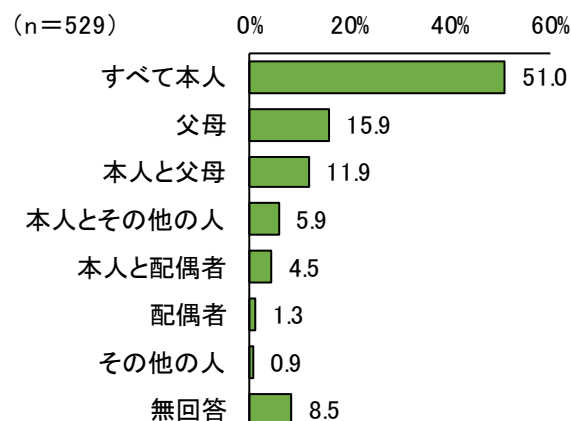
手帳等の種類は、「身体障害者手帳所持者」が46.1%、「療育手帳所持者」が32.1%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が23.8%、「特定疾患患者見舞金等受給者」が16.6%となっています。

現在生活している場所は、「自宅」が88.3%を占めています。

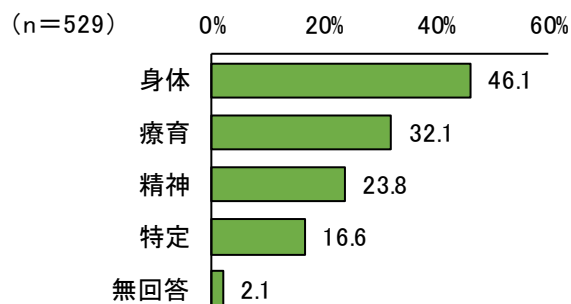
■年代(1つ)



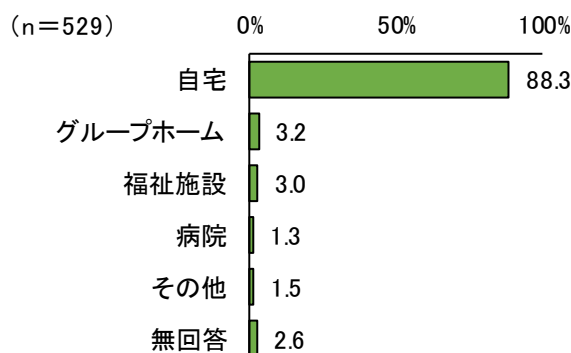
■記入者(1つ)



■手帳等の種類(いくつでも)



■現在生活している場所(1つ)



※身体…身体障害者手帳所持者、療育…療育手帳所持者、精神…精神障害者保健福祉手帳所持者、
特定…特定疾患患者見舞金等受給者

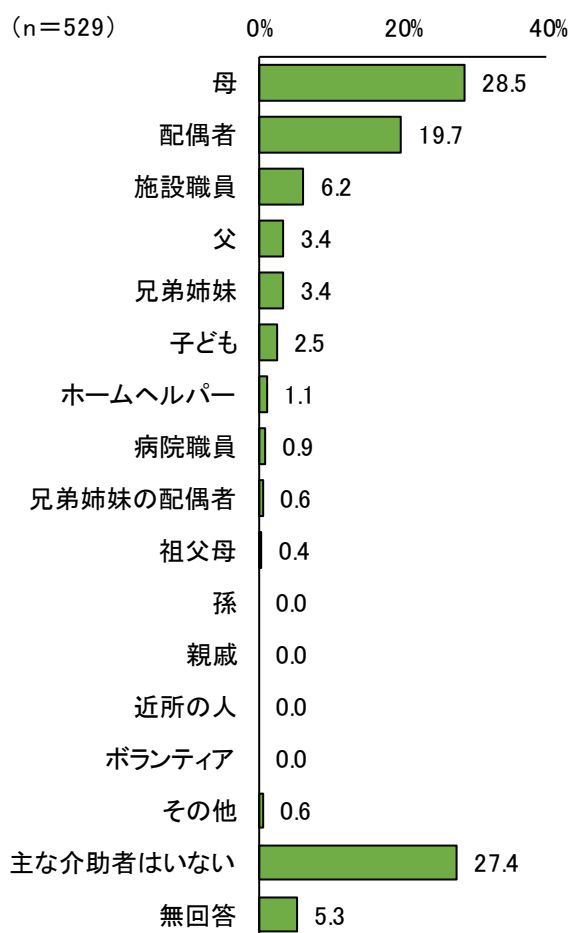
②主な介助者について

日常生活での主な介助者は、「母」が28.5%で最も多く、以下「配偶者」が19.7%、「施設職員」が6.2%、「父」と「兄弟姉妹」が3.4%などとなっています。

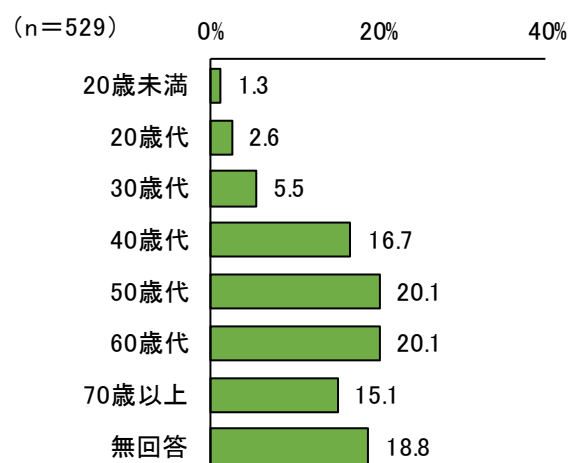
一方で、27.4%が「主な介助者はいない」と回答しています。

なお、主な介助者の年代は、「50歳代」と「60歳代」が20.1%で最も多く、「70歳以上」を含めると55.3%を占めています。

■主な介助者(1つ)



■主な介助者の年代(1つ)

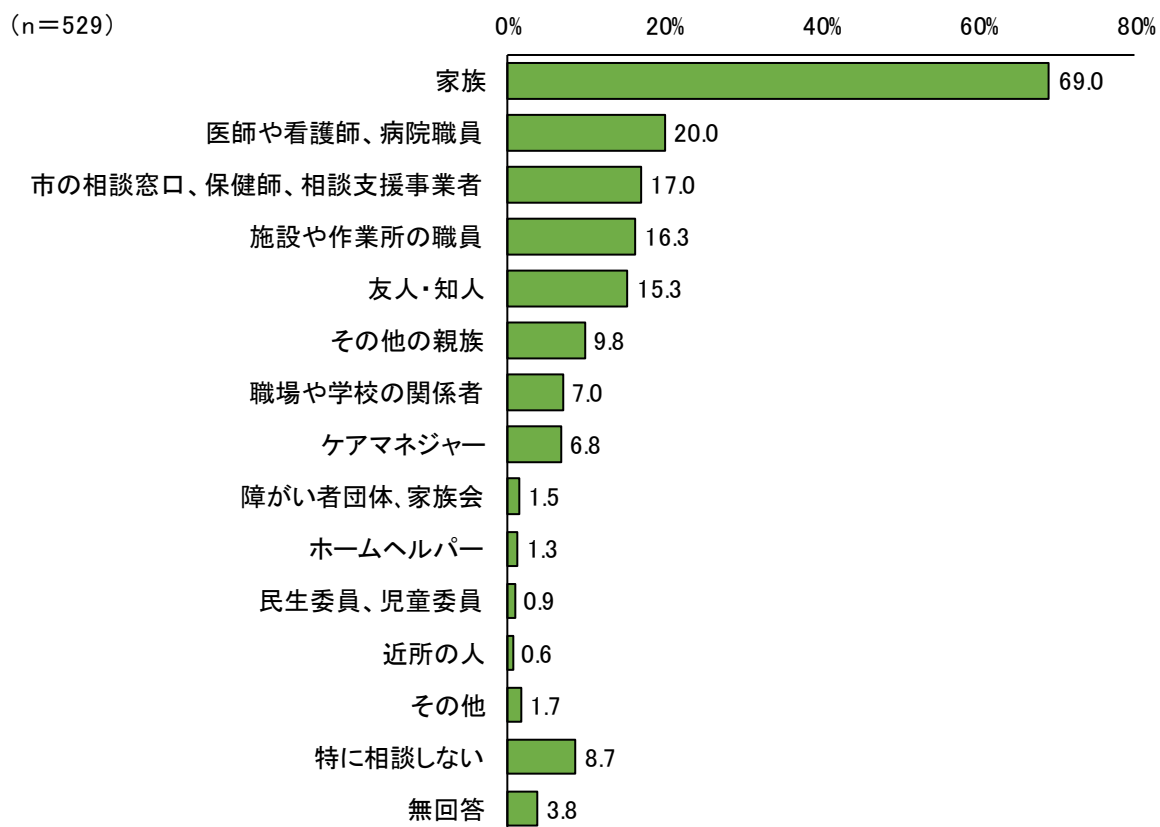


③相談先について

生活上の心配なことや不安なことの相談先は、「家族」が69.0%で最も多く、以下「医師や看護師、病院職員」が20.0%、「市の相談窓口、保健師、相談支援事業者」が17.0%、「施設や作業所の職員」が16.3%などとなっています。

一方で、8.7%は「特に相談しない」と回答しています。

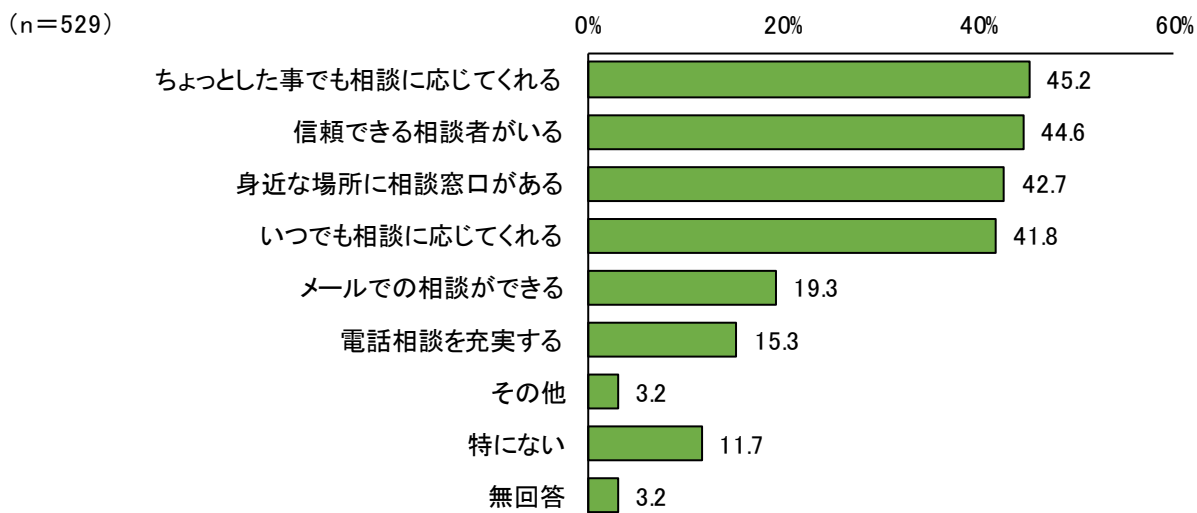
■心配なことや不安なことの相談先(いくつでも)



④相談窓口について

相談窓口を利用しやすくするために必要なことは、上位4項目はいずれも4割を超えており、「ちょっとした事でも相談に応じてくれる」が45.2%で最も多く、以下「信頼できる相談者がいる」が44.6%、「身近な場所に相談窓口がある」42.7%、「いつでも相談に応じてくれる」が41.8%となっています。

■相談窓口を利用しやすくするために必要なこと(いくつでも)

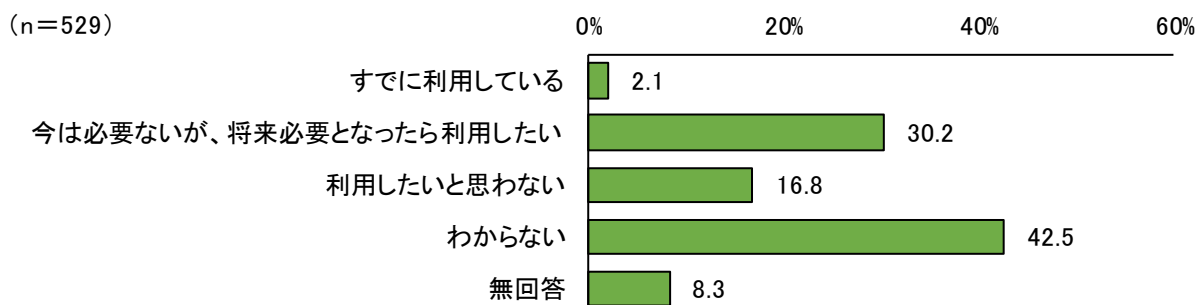


⑤成年後見制度について

成年後見制度の利用意向について、「わからない」が42.5%で最も多く、以下「今は必要ないが、将来必要となったら利用したい」が30.2%、「利用したいと思わない」が16.8%となっています。

なお、「すでに利用している」は2.1%にとどまっています。

■成年後見制度の利用(1つ)



⑥医療について

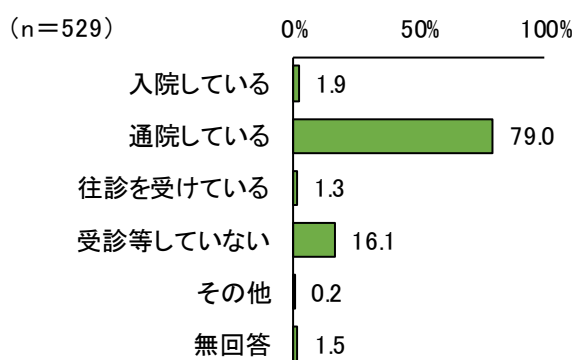
医療を受けている状況について、「通院している」が79.0%を占めています。

通院・往診の頻度は、「1ヶ月に1回」が39.8%で最も多く、以下「2～3ヶ月に1回」が29.4%、「1週間に2～3回」が6.6%、「不定期」が4.5%などとなっています。

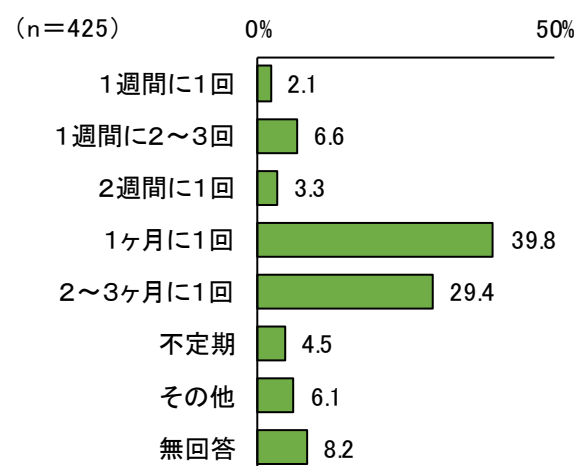
医療を受けるにあたって困っていることは、「待ち時間が長い」が20.0%で最も多く、以下「病院、診療所が遠い」が18.4%、「専門的な医療を受けられる医療機関が近くにない」と「お金がかかりすぎる」が8.7%などとなっています。

一方で、32.0%が「特に困ったことはない」と回答しています。

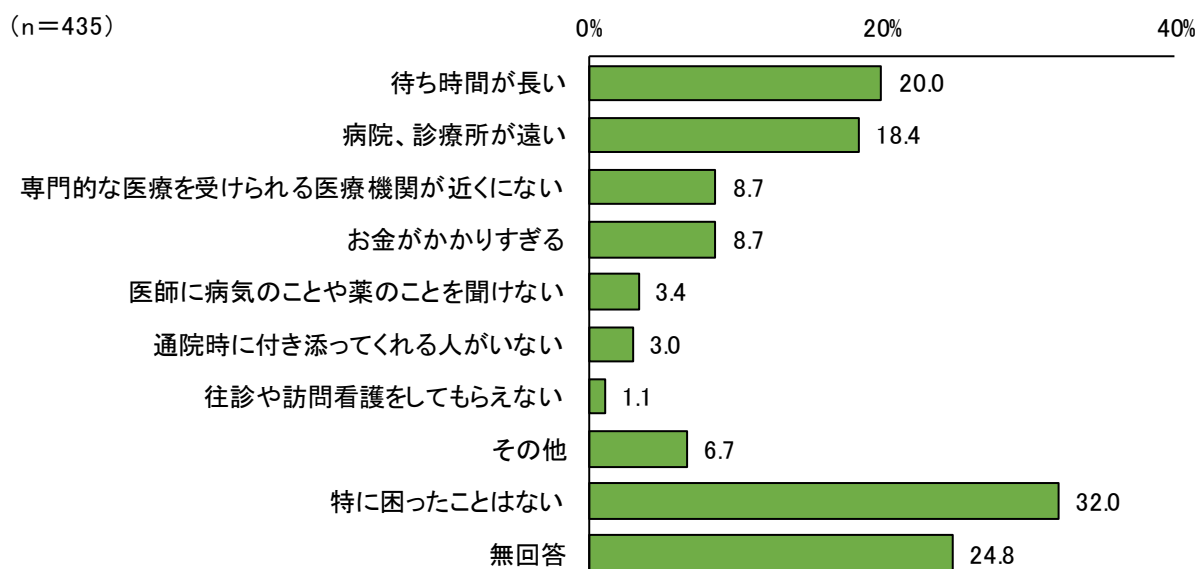
■受診状況(1つ)



■通院・往診の頻度(1つ)



■医療を受けるにあたって困っていること(いくつでも)

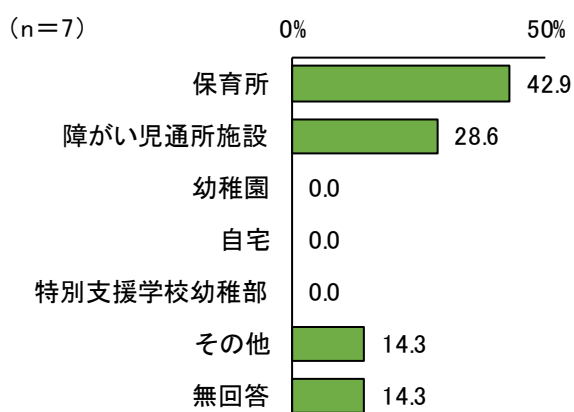


⑦療育・教育について

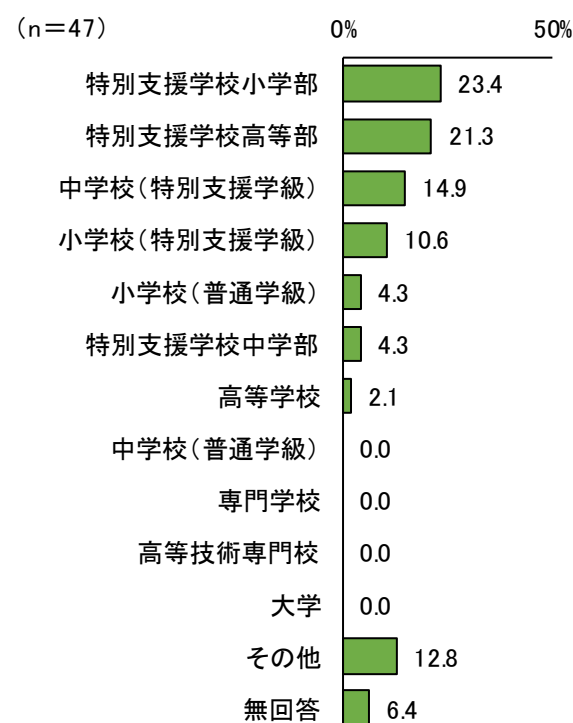
就学前の方は7名で、42.9%が「保育所」、28.6%が「障がい児通所施設」に通っています。また、就学中の方は47名で、49.0%が「特別支援学校」（小学部～高等部の合計）、25.5%が「特別支援学級」（小学校及び中学校）に通っています。

通園・通所・通学上で感じることは、「今の保育所や幼稚園、学校に満足している」が44.4%で最も多く、以下「他の児童・生徒とふれあう機会が少ない」が25.9%、「周囲の人の障がいに対する理解が不足している」が20.4%、「介助体制や施設・設備が整っていない」が11.1%などとなっています。

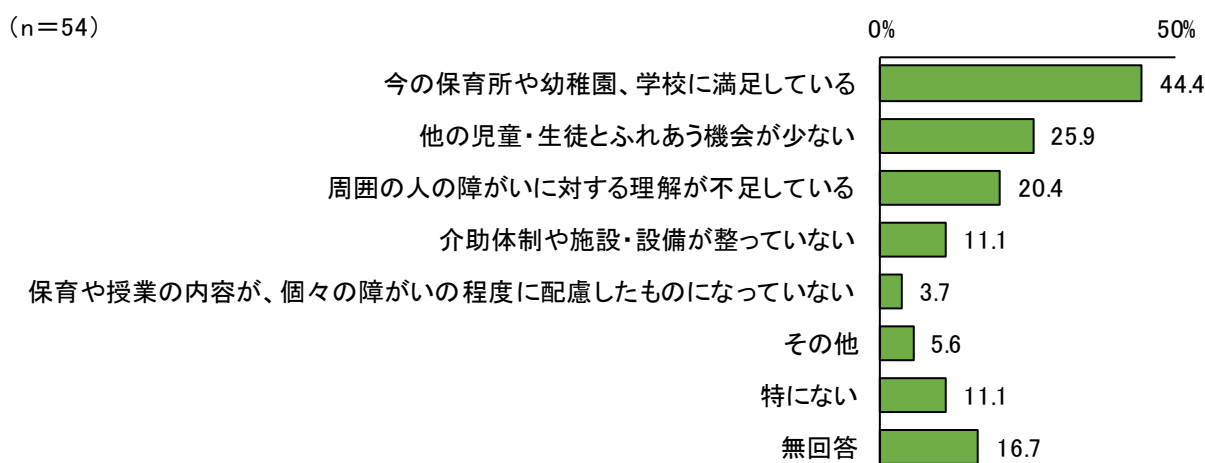
■就学前の方の日中活動(1つ)



■就学中の方の日中活動(1つ)



■通園・通所・通学上で感じること(いくつでも)

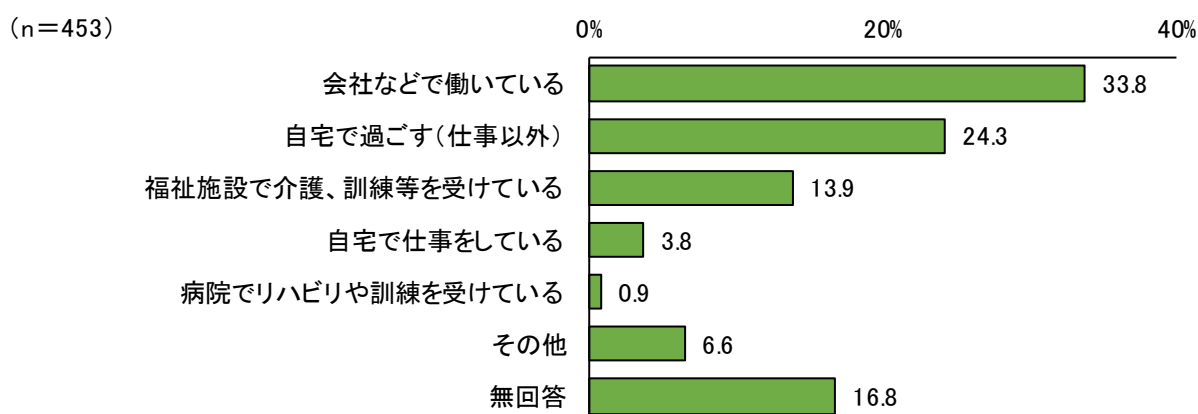


⑧就労について

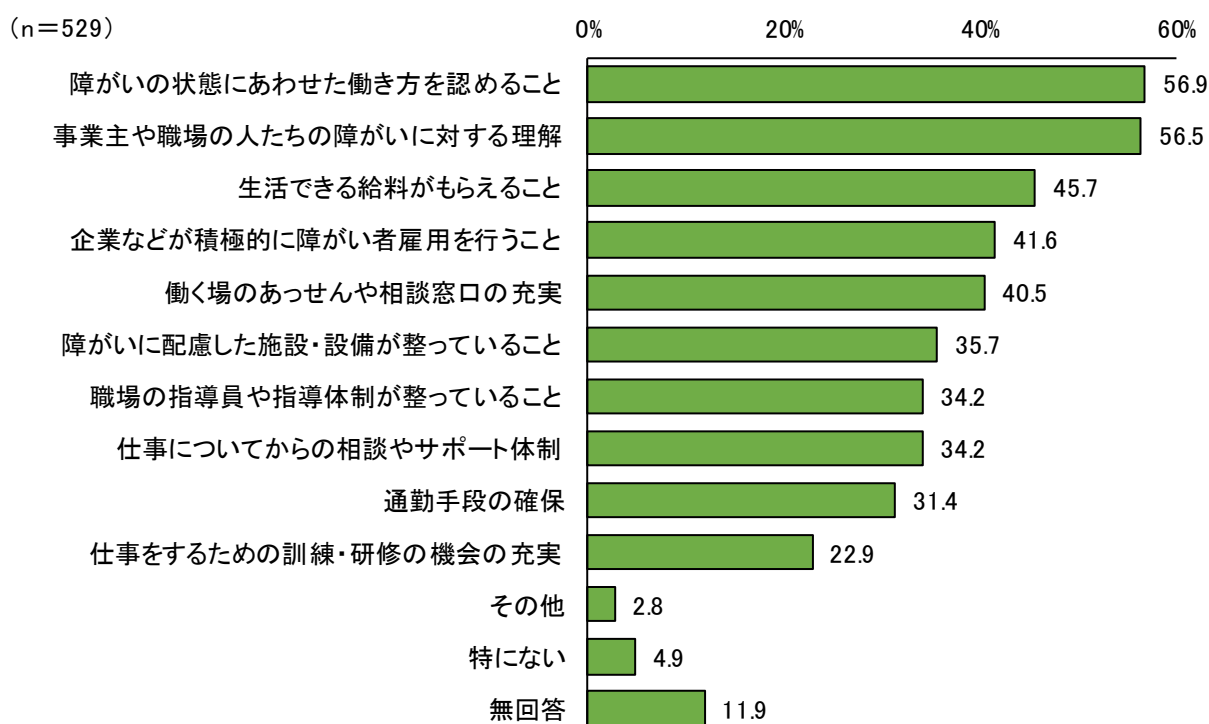
18歳以上の方の日中の活動状況は、「会社などで働いている」が33.8%で最も多く、以下「自宅で過ごす（仕事以外）」が24.3%、「福祉施設で介護、訓練等を受けている」が13.9%、「自宅で仕事をしている」が3.8%などとなっています。

仕事をするために大切な環境整備は、「障がいの状態にあわせた働き方を認めること」が56.9%で最も多く、ほぼ同率で「事業主や職場の人たちの障がいに対する理解」が56.5%、以下「生活できる給料がもらえること」が45.7%、「企業などが積極的に障がい者雇用を行うこと」が41.6%などとなっています。

■18歳以上の方の日中の活動状況(1つ)



■仕事をするために大切な環境整備(いくつでも)

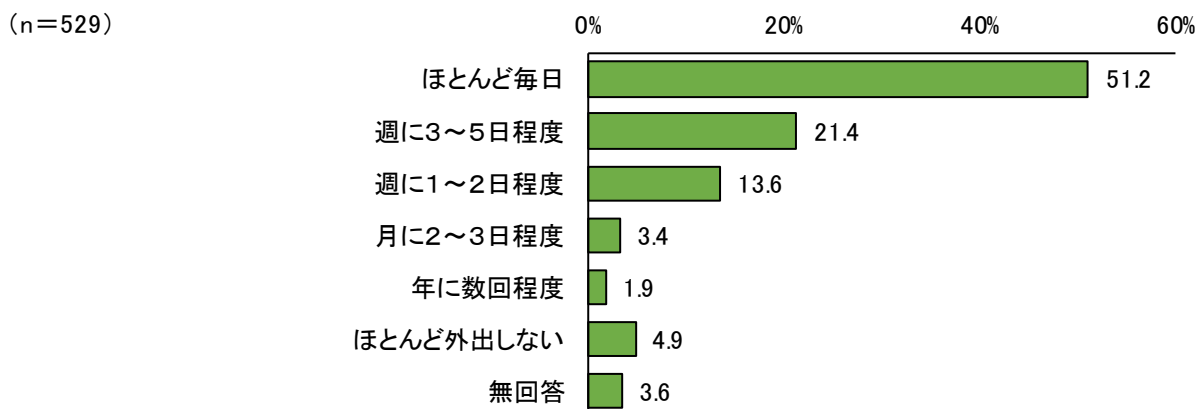


◎外出について

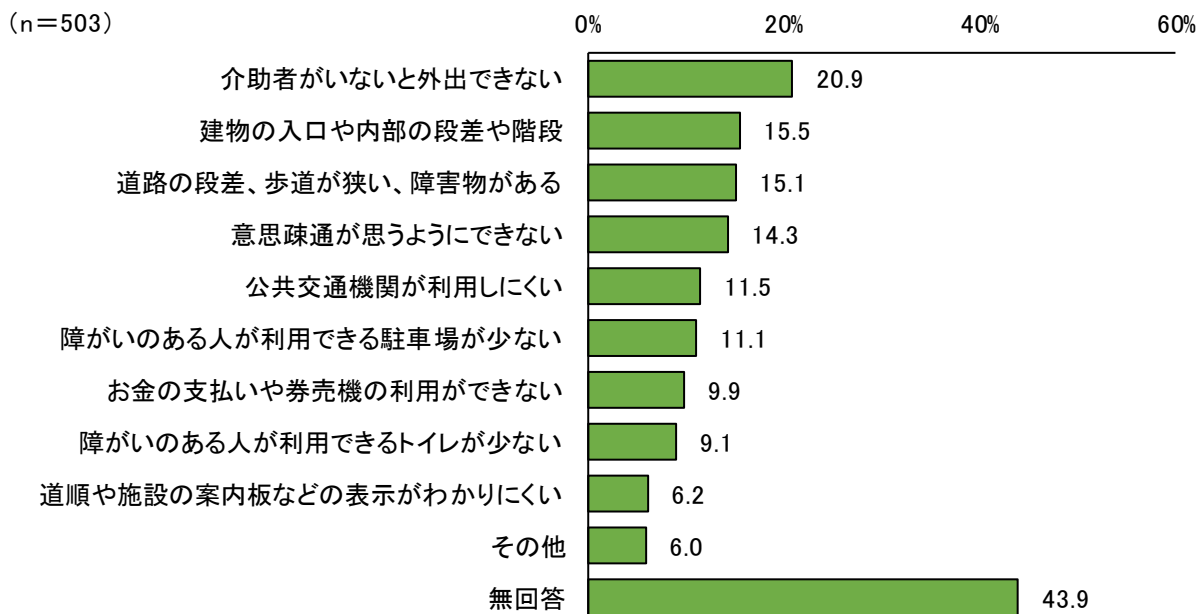
通学・通勤を含む外出頻度は、「ほとんど毎日」が 51.2%で最も多く、以下「週に3～5日程度」が 21.4%、「週に1～2日程度」が 13.6%、「ほとんど外出しない」が 4.9% などとなっています。

外出時に不便に感じることは、「介助者がいないと外出できない」が 20.9%で最も多く、以下「建物の入口や内部の段差や階段」が 15.5%、「道路の段差、歩道が狭い、障害物がある」が 15.1%、「意思疎通が思うようにできない」が 14.3%などとなっています。

■通学・通勤を含む外出頻度(1つ)



■外出時に不便に感じること(いくつでも)

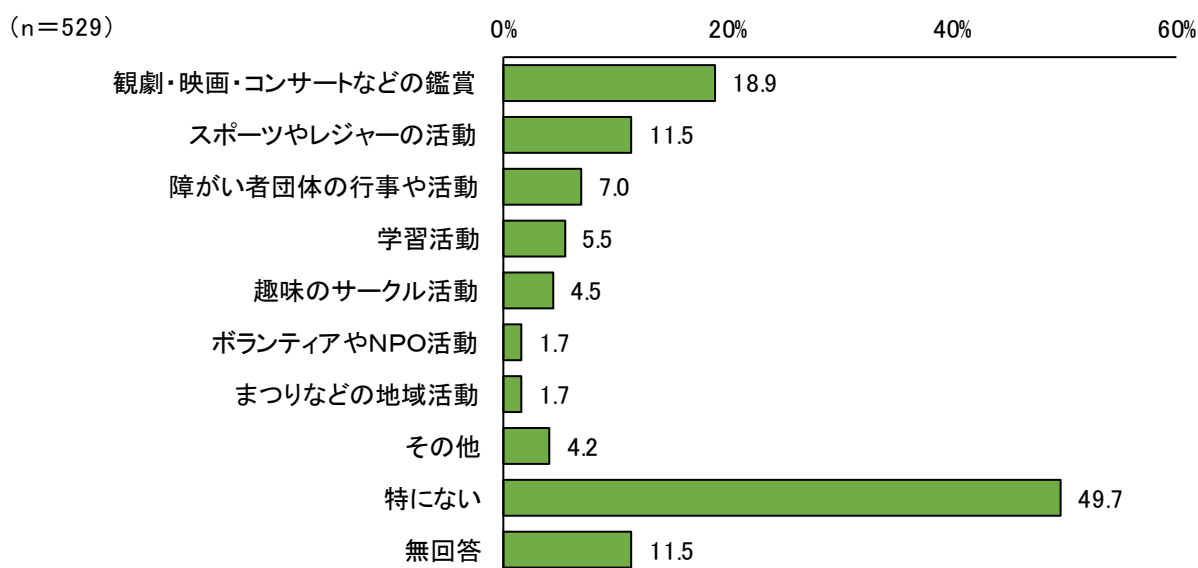


⑩社会参加について

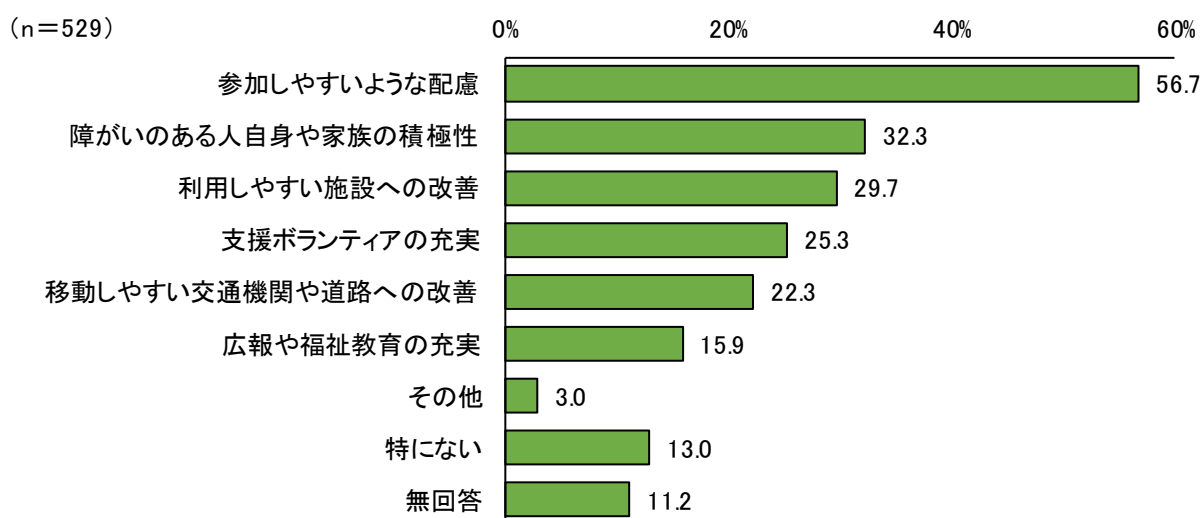
この1年間の活動への参加状況は、49.7%が「特にない」と回答しています。

障がいのある人が積極的に社会参加するために必要なことは、「参加しやすいような配慮」が56.7%で最も多く、以下「障がいのある人自身や家族の積極性」が32.3%、「利用しやすい施設への改善」が29.7%、「支援ボランティアの充実」が25.3%などとなっています。

■この1年間の趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動への参加状況(いくつでも)



■障がいのある人が積極的に社会参加するために必要なこと(いくつでも)

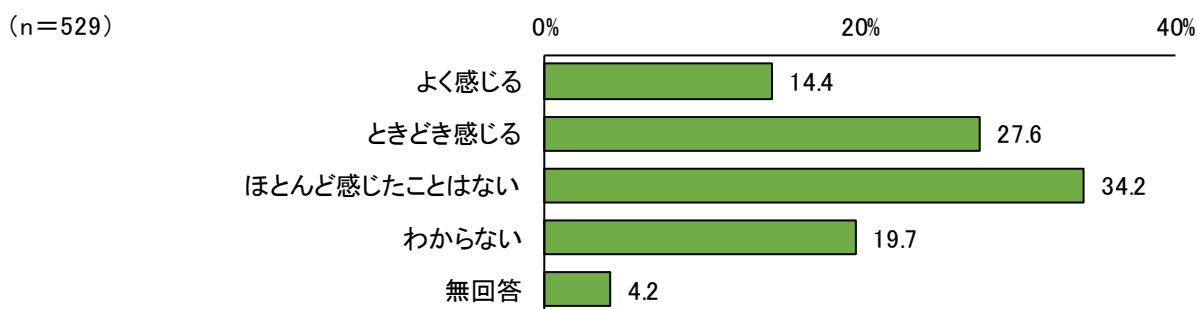


①差別や偏見について

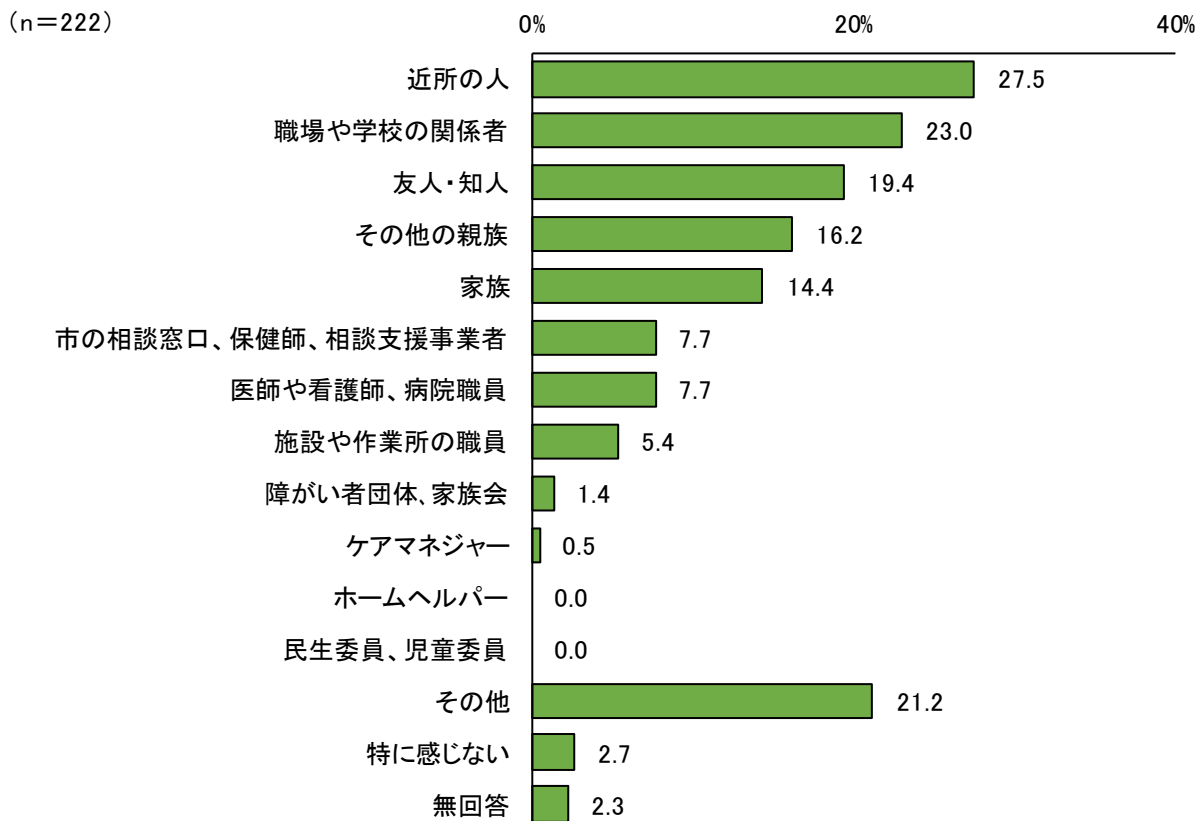
日常生活において差別や偏見を感じることは、「ほとんど感じたことはない」が34.2%で最も多く、以下「ときどき感じる」が27.6%、「わからない」が19.7%、「よく感じる」が14.4%となっています。

「よく感じる」または「ときどき感じる」と回答した人について、差別や偏見を感じる人は、「近所の人」が27.5%で最も多く、以下「職場や学校の関係者」が23.0%、「友人・知人」が19.4%、「その他の親族」が16.2%などとなっています。

■日常生活において差別や偏見を感じること(1つ)



■差別や偏見を感じる人(いくつでも)



⑫近所付き合いについて

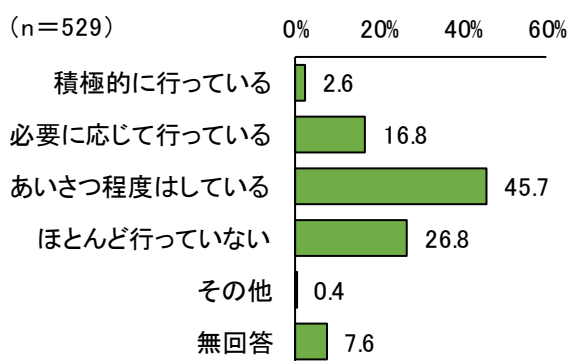
近所付き合いの状況は、「あいさつ程度はしている」が45.7%で最も多く、以下「ほとんど行ってない」が26.8%、「必要に応じて行っている」が16.8%、「積極的に行っている」が2.6%となっています。

困った時に助けてくれる近所の方は、「いない」が35.9%で最も多く、以下「わからない」が30.2%、「いる」が27.0%となっています。

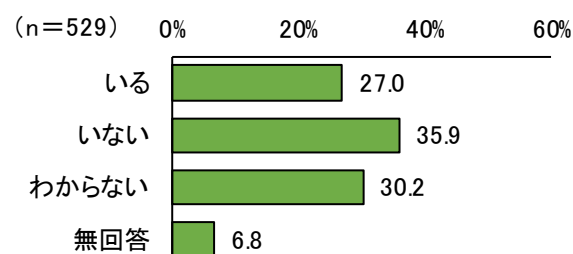
気軽に頼める場合に、地域の人に希望することは、「声をかけたり、様子を見てもらう」が16.3%で最も多く、以下「話し相手、相談相手」が11.2%、「外出のときの付き添いや送迎」が6.6%、「市役所などの手続きの代行」が5.5%などとなっています。

一方で、46.5%が「特になし」と回答しています。

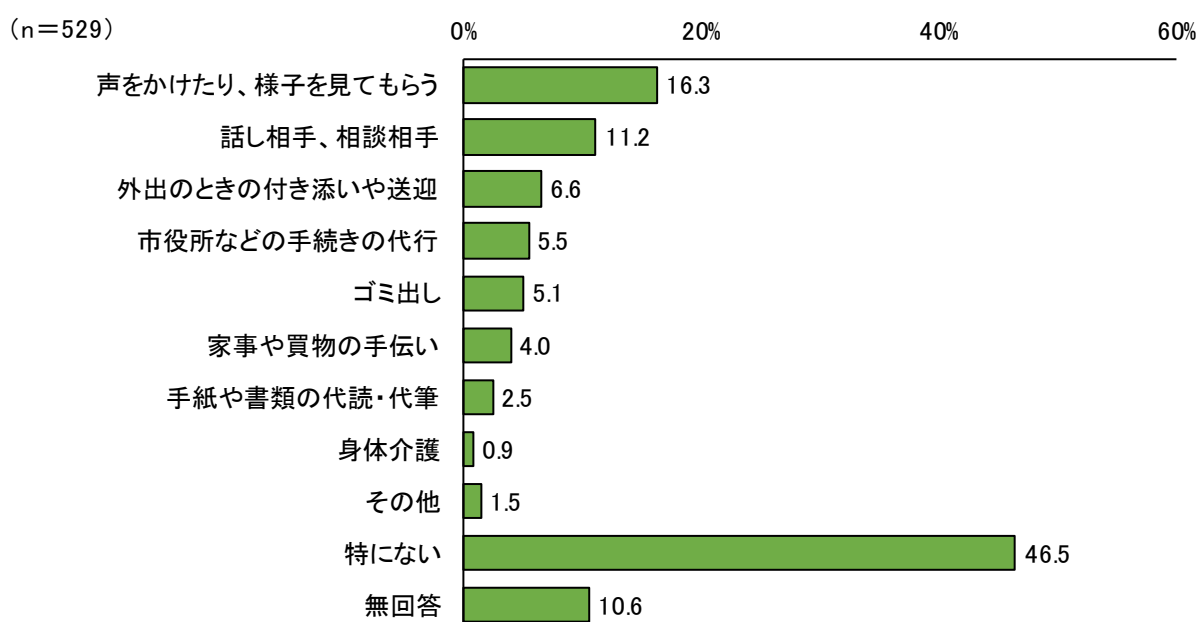
■近所付き合いの状況(1つ)



■困った時に助けてくれる近所の人(1つ)



■地域の人に(気軽に頼めるとしたら)希望すること(いくつでも)

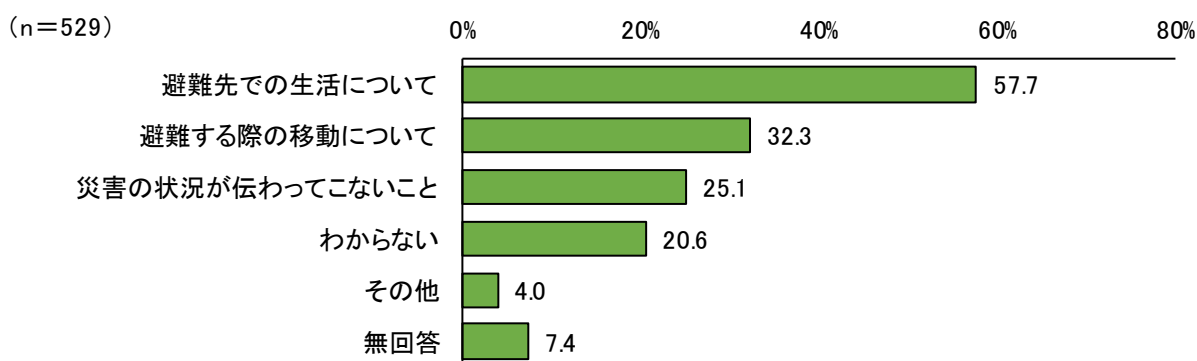


⑬災害時の不安について

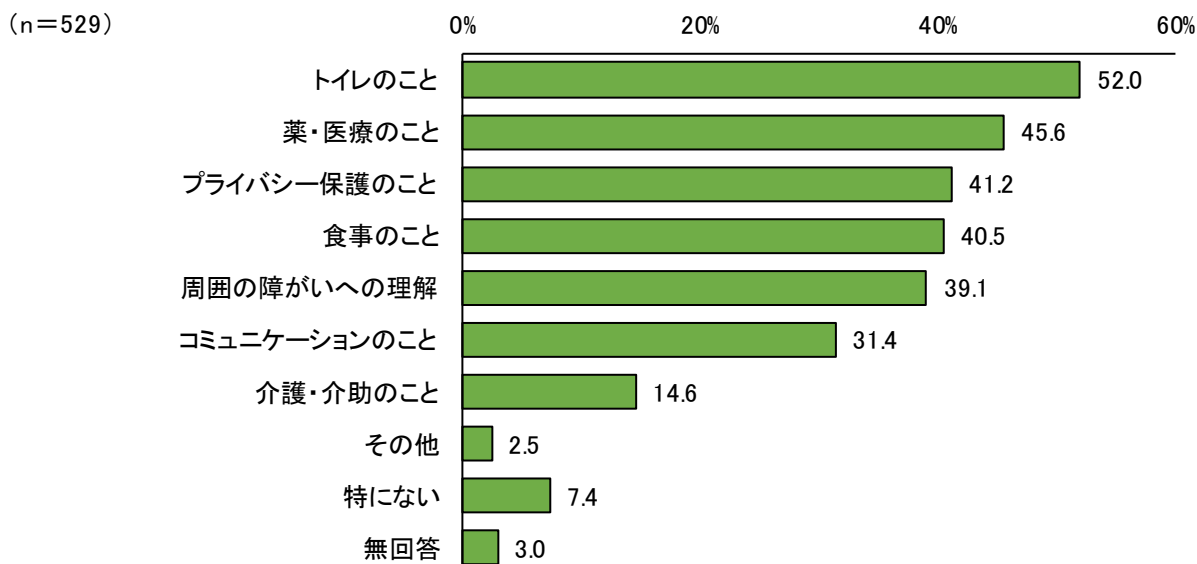
災害時の不安は、「避難先での生活について」が57.7%で最も多く、以下「避難する際の移動について」が32.3%、「災害の状況が伝わってこないこと」が25.1%、「わからない」が20.6%となっています。

災害時に避難所で困ることは、「トイレのこと」が52.0%で最も多く、以下「薬・医療のこと」が45.6%、「プライバシー保護のこと」が41.2%、「食事のこと」が40.5%などとなっています。

■災害時の不安(いくつでも)



■災害時に避難所で困ること



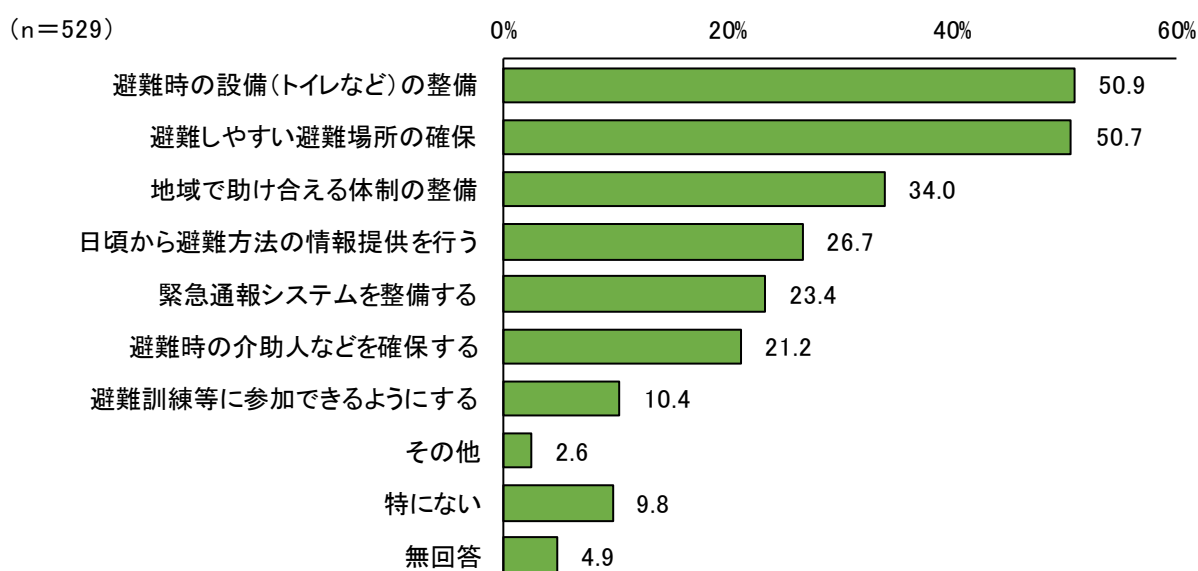
⑭緊急時の備えについて

災害時などの緊急時の備えとして必要な対策は、「避難時の設備(トイレなど)の整備」が50.9%で最も多く、以下「避難しやすい避難場所の確保」が50.7%、「地域で助け合える体制の整備」が34.0%、「日頃から避難方法の情報提供を行う」が26.7%などとなっています。

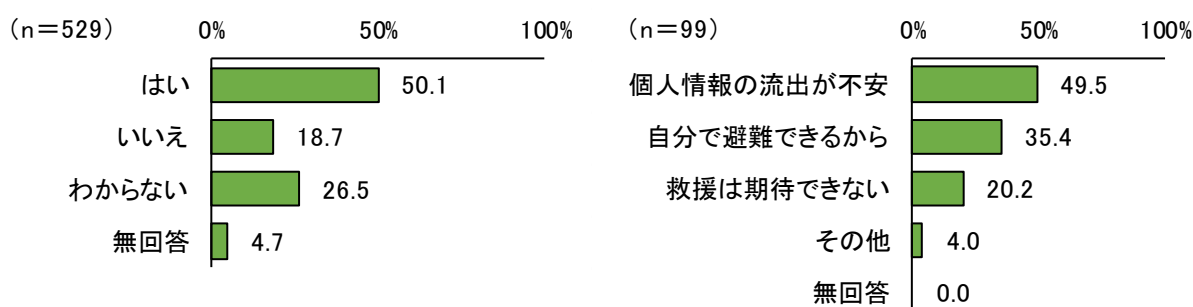
災害時の救援のために、行政機関や自治会などに個人情報を伝えることについては、「はい」が50.1%で最も多く、以下「わからない」が26.5%、「いいえ」が18.7%となっています。

個人情報を伝えたくない理由としては、「個人情報の流出が不安」が49.5%で最も多く、以下「自分で避難できるから」が35.4%、「(情報を提出しても)救援は期待できない」が20.2%となっています。

■緊急時の備えとして必要な対策(いくつでも)



■災害時の救援のための個人情報の共有(1つ) ■個人情報を伝えたくない理由(1つ)



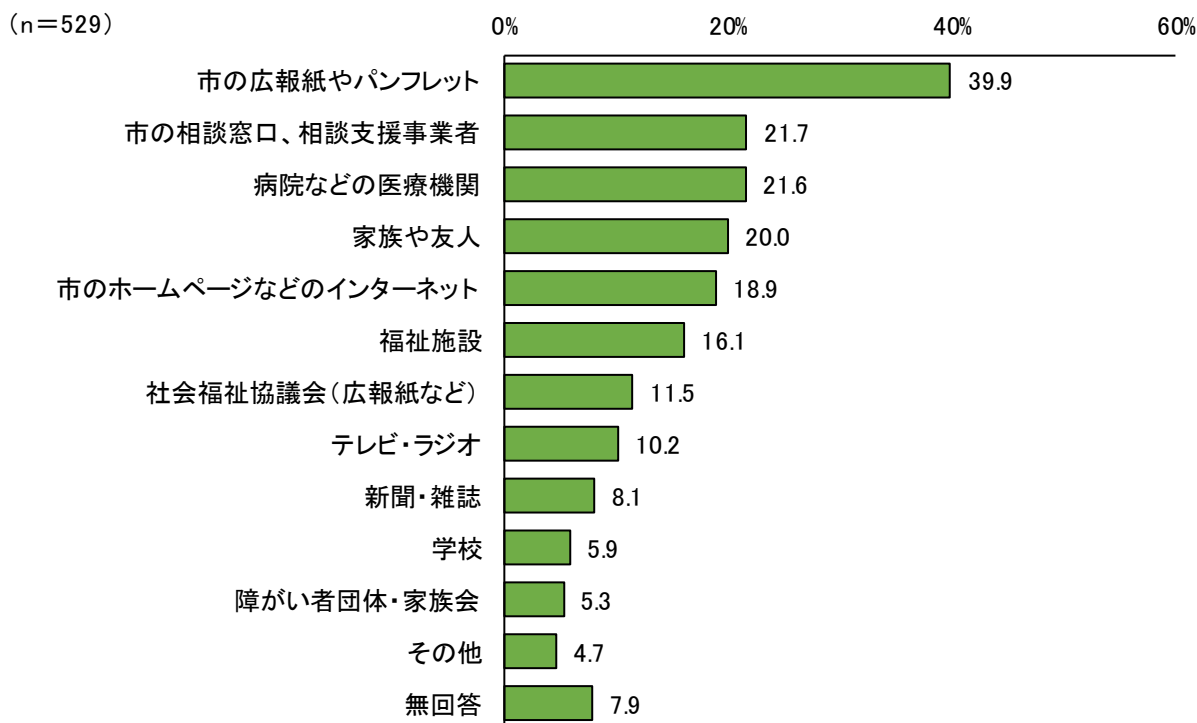
⑮情報収集について

福祉制度に関する情報の入手先は、「市の広報紙やパンフレット」が39.9%で最も多く、以下「市の相談窓口、相談支援事業者」が21.7%、「病院などの医療機関」が21.6%、「家族や友人」が20.0%などとなっています。

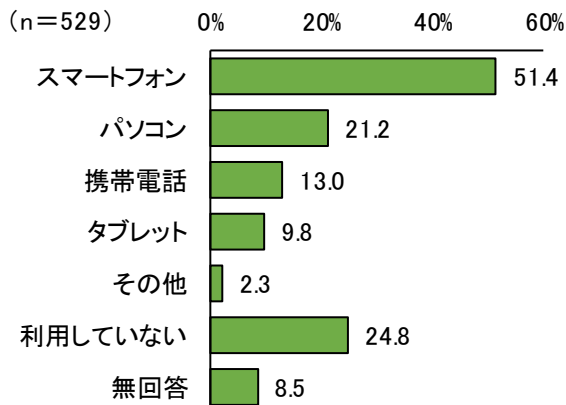
利用している情報機器は、「スマートフォン」が51.4%で最も多く、以下「パソコン」が21.2%、「携帯電話」が13.0%、「タブレット」が9.8%となっています。

SNSを利用した情報収集は、「利用する予定はない」が50.1%で最も多く、以下「今は利用していないが、利用してみたい」が30.6%、「利用している」が15.6%となっています。

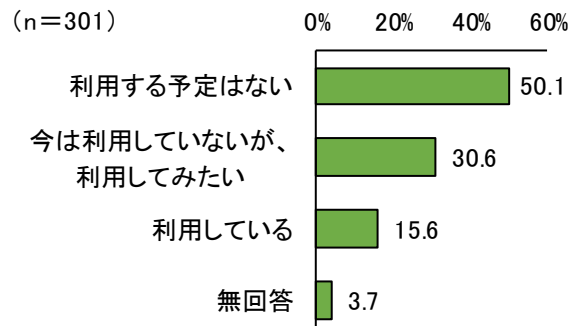
■福祉制度に関する情報の入手先(いくつでも)



■利用している情報機器(いくつでも)



■SNSを利用した情報収集(1つ)

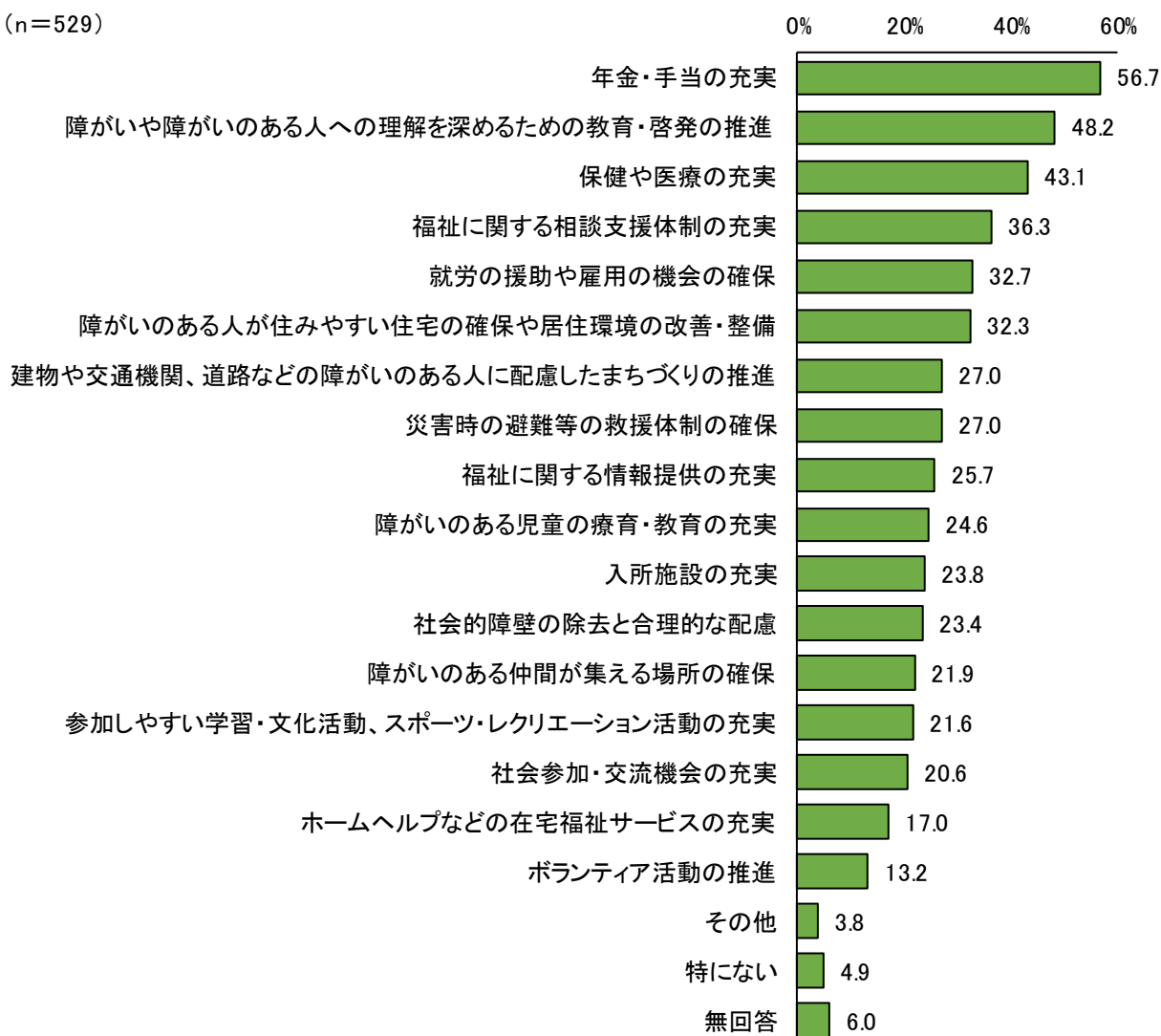


⑩障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために重要なこと

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために重要なことは、「年金・手当の充実」が56.7%で最も多く、以下「障がいや障がいのある人への理解を深めるための教育・啓発の推進」が48.2%、「保健や医療の充実」が43.1%、「福祉に関する相談支援体制の充実」が36.3%などとなっています。

■障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために重要なこと(いくつでも)

(n=529)



(3)ヒアリング調査概要

①調査目的

本調査は、みどり市が策定する「みどり市障がい者計画 2022」の基礎資料とするために、本市の当事者団体及び相談支援専門員を対象に実施しました。

②調査設計

区分	設計内容
調査対象	当事者団体：みどり市身障者連盟（身体障がい者団体） みどり市手をつなぐ育成会（知的障がい者団体） わたらせ虹の会（精神障がい者家族会） 相談支援専門員：市委託相談支援事業所 相談支援専門員
調査方法	当事者団体：ヒアリングシートの提出時に対面でヒアリングを実施 相談支援専門員：障がい者地域支援協議会事務局会議（令和3年11月8日） においてヒアリングを実施
調査期間	当事者団体：令和3年10月18日（月）～11月5日（金） 相談支援専門員：令和3年10月18日（月）～11月5日（金）

(4)団体ヒアリング調査結果

①活動するうえで特に力を入れていること

- ・会員の交流（定例会、スポーツ大会、研修会、旅行、各種教室、情報交換等）。
- ・子どもの喜ぶ行事を考えて実行すること。

②活動するうえでの問題や不安

- ・新規会員はほとんどおらず、高齢による施設入所等で会員の減少が続いている。
- ・本人及び親の高齢化が進んでおり、会員の減少につながっている。
- ・高齢化の影響や交通手段がないことから、行事等に参加しにくくなっている。
- ・子どもの障がいの特性に配慮して全員が楽しめるように進めることが大変である。
- ・会の役員のなり手がいない。

③今後充実したい活動やそのために必要なこと

- ・スポーツ・レクリエーション活動（グラウンドゴルフ、ボッチャ等）の実施。
- ・用具等がない人でも参加できるような環境整備。
- ・子どもたちが楽しめる行事を行うための活動費の補助。

④市の施策について、充実すべきことや期待すること

- 市の広報等を活用した、障がいの理解促進。
- 会員に向けた、障がいや会の活動等に関する情報提供。
- 公共施設におけるバリアフリーの充実。
(庁舎内のエレベーター、体育館の利用方法、投票所のスロープに関すること等)
- 新型コロナウイルス感染症の流行前の日常が戻ること。

⑤差別や偏見について気になること

- 外出先や買い物などのとき、いろいろなことがあるがもう慣れてしまった(慣れないとやっていけないため)。知的障害や自閉症は見た目ではわからない人もいるため、大きな声を出すと周りから驚かれたり、見られたりする。

⑥コロナ禍での地域での生活や人との関わりで気になること

- 活動が何もなかったので、人との関わりがほとんど失われた。
- 作業所や通所先でも外出がなくなり、支援者も利用者もストレスがたまっている。
- ステイホームに慣れてしまったことで、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、活動ができるようになった時に出てきてくれるか、会を運営していく側も行事等をスムーズに進めることができるか心配である。

⑦災害時について、不安なことや必要な支援等

- 災害時に支援を必要とする障がいのある人の把握やパンフレット作成。
- 災害時の避難所における障がいのある人への配慮。
- 災害時の福祉避難所がないため、通所先等の慣れている場所が避難所になると良い。
- 体育館や公民館は大声を出したりすると迷惑になるので避難できない。

⑧その他

- 選挙権があるのに、障がいがあるため行使しづらい。
- 複数同時に行われる選挙は、保護者が付き添えないため難しい。
- 冠婚葬祭等で預けるところが不安。

(5)相談支援専門員ヒアリング調査結果

①発達障がい者（児）への支援について

- ・啓発だけでは社会から排除される動きになりかねないため、よくある障がいという前提で「みんな違ってみんないい」という寛容な風土の醸成が必要。
- ・本人家族への支援を手厚くして、ストレスを軽減する必要がある。
- ・療育手帳を取得できない子どもの特性等への理解が低く、進学等に困難がある。
- ・経済的な負担の軽減等、子育て支援の枠で支援できることも重要である。
- ・発達障がいを疑われる子どもの比率を考えると、近い将来、就労への不適應やひきこもり等の成人期の問題が大きくなるリスクが高い。
- ・ひきこもり支援や8050問題と絡めて、県の発達障害者支援センターとの連携や地域生活支援拠点とも組み合わせた対策が必要である。
- ・強度行動障がい者（児）に対応できる施設が少なく、特性に合わせた関わりができる体制を作してほしい。
- ・身体障がい・知的障がいに比べて、障がいを見ただ目で判断しづらく、本人にとっても認知されていない不安や障がいを感じていると思う。
- ・放課後等デイサービスが圧倒的に少ない状態なので、学校からの支援が入ると良い。
- ・専門的な難しいことではなく、少しの配慮で当事者は生活しやすくなる。
- ・障がい福祉をテーマにした映画上映等、共生社会やこころのバリアフリーを促進できる機会があると良い。
- ・本人の多様な障がい特性を知り、どんな人であるかを把握することが大切である。
- ・本人の気持ちの整理、気持ちの選択の手伝いをして進めることが必要である。

②ひきこもり支援について

- ・つらいからひきこもるので、「ひきこもってもいい」という意識が必要である。
- ・群馬県のひきこもり支援センターを活用しつつ、専門職として地域にも身近な相談窓口があると良い。
- ・ひきこもりになっている人の自宅に訪問できるサービスがあると良い。
- ・学校在籍中に不登校児の調査をし、学校・行政、適応通級教室が連携し、早期に対応ができるようにしていくことが重要である。
- ・長期的に担当できる人が関わると良い。
- ・定期的にセミナー等を開催し、必要なスキルを習得しておくなど準備をしたい。
- ・コミュニケーションを取りながら当事者との信頼関係を作る必要がある。
- ・本人や家族だけでは解決できないことが多く、第三者の支援が必要である。

③難病等の手帳を持たない人への支援について

- 委託相談支援事業所として、難病の人に定期的に電話や訪問をしているが、難病の人のデータを持っている機関に、事業所のことを難病の人に紹介してもらえると良い。
- 手帳がないと使えない制度が多く、本人の状態を見て使えるようにしてほしい。
- 就労環境の問題や障がいに対する従業員の理解等が得られないことがあり、受け入れ側の体制や理解が大切である。

④親亡き後の支援について

- 地域で生活する能力がない人の住まいが見つかるまで、福祉サービス等を利用していない方でも受け入れてもらえる短期の入所先が必要である。
- 親亡き後のことについて、危機感を持っていない親は、その時が来ると混乱しがちなので、市でセミナーを開催し、エンディングノートの書き方や金銭管理等を学べると良い。
- 親亡き後を考えるのではなく、親のいる間に地域生活を確立することが当たり前で、地域生活支援拠点もそのための取組である。
- 保護者が元気な時から子どもの将来を考えて、福祉サービスを積極的に利用し、相談員がその過程に併せてアセスメントをしていくべきである。
- 40～50歳代の障がいのある子どもを持つ親の中には、現在の障害福祉サービス等が理解できておらず、自分が死ぬまで子どもの面倒を見る等、本人の社会との接点が阻害されているケースが見られることがある。
- 不安を抱えている保護者が多く、各事業所で保護者を集めて、体験談を動画等で発信するような取組ができるのではないかな。
- 親が亡くなると親族がいるという人も多いが、後見人となると手続きなどが難しいため、もう少し簡単に入院時の保証人等になれる制度があると良い。
- コロナ禍で家族が顔を合わせて情報交換をする機会がなくなり、周囲の考えを知ることができず、不安を感じている家族もいるため、定期的に親亡き後のことを一緒に考えられる機会が提供できると良い。
- 親亡き後に備えて、短期入所の利用、グループホームの体験利用等を練習しておくべきである。

⑤市の施策について、充実すべきことや期待することについて

●障がいへの理解や認識を深める取組

- ・障がい種別から特性などを紹介する豆知識コーナーを広報に掲載する。
- ・地域のイベントでアート作品など発表できる場があると良い。
- ・健康福祉まつり等は定期的を実施し、地域住民の理解や認識を深める。

●生活支援サービス

- ・発達障がい者（児）等の具体的な問題を共有し、解決できる場。
- ・余暇を楽しめるような、障がいの種類に合わせたスポーツクラブの創設。
- ・相談員の充実や困難ケースに対応できる体制づくり（基幹相談体制の充実）。
- ・生活保護の担当にも相談の専門職を配置する。
- ・投票所へ行くことが難しい人が投票できるように出張してもらえると良い。

●保健・医療体制

- ・精神医療・精神保健サービスの充実（発達障がい、ひきこもりなどへの対応）。
- ・障がいのある人のリハビリテーションの場の充実。
- ・相談支援で関わっている利用者が入院したときに、事前に相談支援事業所が関わっていることを病院に伝えられると連携が取りやすい。

●療育・教育体制

- ・基本的には一緒に過ごす場を支援していく施策を充実していくことが重要である。
- ・教育から作業所へ移行の際、もう少し引き継ぎができると良い。
- ・一般の学校で、もう少し特性のある子どもに対しての支援を強化してもらいたい。
- ・地域の学校と相談支援との連携がスムーズに取れるようになると良い。

●雇用・就労機会

- ・就労に力を入れるために、就労移行支援事業所が地域にもっとあると良い。

●コミュニケーション環境

- ・ICTへのアクセスの利便性を上げてほしい。

●安全・安心なまちづくり

- ・就労や通所、通学にヘルパーの利用ができると良い。
- ・定期的に消防・警察が巡回し、福祉施設等の防犯・防災点検を行う。
- ・歩道、段差、見えづらさの解消等、身体障がいのある人が安全・安心に移動できるまちづくり。
- ・思いやり駐車場を充実し、一般車両が駐車を控えるよう、視覚的に訴えるための手段を講じてほしい。
- ・通勤・通所手段を確保するために、公共交通機関の利便性を向上する必要がある。

●その他

- ・ヤングケアラーへの支援。
- ・障がいのある人の高齢化と高齢の親の支援について検討する必要がある。

⑥障がい者（児）への差別や偏見について

- 障がいへのストレスから生じてくることも一因であり、療育や本人家族への支援によりストレスが軽減されれば差別や偏見は軽減される。
- 時間はかかるが、子どもの時から障がいのある子どももいない子どもも同じ場所で過ごし、一緒に育っていくことが一番である。
- 同じアパート等の近隣住民から苦情が出た場合、対処が難しいことがあり、障がいについての情報提供をどのようにすべきか、さらなる差別や偏見につながらないか、苦情の矛先が支援者に向けた場合はどのようにすべきかなど、地域で考える機会があると良い。

⑦コロナ禍における障がいのある人への支援について

- 障がいの有無に関わらず、自粛生活により社会参加の機会が奪われており、ICTへのアクセスができれば、趣味や社会活動は豊富にある。
- 重度障がいのある人やワクチン接種会場での接種が困難な人等への配慮が必要である。
- インターネットの使い方やSNSの適切な利用について学べる機会があると良い。
- 移動や社会参加ができず、ひきこもり状態にある人への支援を検討すべきである。

⑧災害時の支援について

- 障がいのある人を抱える家族は、周りに迷惑をかけてしまう等、避難所では生活できないと考えている人が多い。
- 福祉避難所の確保が大前提であり、個別避難計画をモデル事業として取り組み、当事者の思いをヒアリングし、その後の取組の参考にすべき。
- 発達障がいのある人は環境の変化に弱く、感覚が過敏な人もいるため、避難場所において特別な配慮が必要である。
- 福祉避難所が少なく、今の地域にある避難所の中でゾーン分けできると良い。
- 避難所でのルール等について、イラストを用いてマニュアル化し、有事の際にすぐに示せると見通しが立てやすくなり、不安も軽減できる。
- 福祉避難所の確保や備蓄品等の充実が十分であっても、それらを活用できるかどうかは支援者の状況にもよるため、支援者が不足する中でどの程度の支援ができるかを日頃から考えておく必要がある。
- 避難先で落ち着いて過ごすことができない強度行動障がいのある人へどのような支援方法があるか、避難所でのマンパワーをどのように構築するか等の課題がある。

(6)各種調査結果から見る本市の課題

①普段の生活について

日常生活においては、介助や相談、通院や外出など、多くのことを家族が担っている状況です。本市において少子高齢化が進む中で、介助者も高齢化しており、老老介護の状態にある世帯も多いことが見込まれます。

障がいの重度化や高齢化による問題等について、障がいのある人やその家族からの不安の声も多く挙げられています。「親亡き後」を見据えた相談支援や情報提供、サービスのご案内など、障がいのある人とそのご家族への支援を充実する必要があります。

また、介助者の身体的・精神的負担を軽減するために、介助者の休息や周囲の理解促進を図るための施策を充実する必要があります。

②日中活動について

外出時に不便に感じる事として、介助者が必要なことや段差や障害物、意思疎通に困難があることなど、周囲の支援や理解、さらなるバリアフリーの推進が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、この1年間の社会参加がない方が半数近くを占めており、障がいのある人への理解を深め、社会参加しやすくなるよう、支援の輪を広げていく必要があります。

療育・教育においては、半数近くが現状に満足している一方で、ふれあいの機会や障がいに対する理解を求める意見が挙がっています。就労においても、障がいに応じた働き方や障がいに対する理解を求める意見が多くなっており、障がいのある人について理解を深めるとともに、障がいのある人が学びやすい環境、働きやすい環境の整備を進めていく必要があります。

③障がいのある人の人権について

4割強の人が日常生活において差別や偏見を感じていると回答しています。

差別や偏見を感じる相手は、近所の人や職場や学校の関係者、友人・知人など身近な人が多く、また、外見からは分かりにくい障がいへの理解や配慮等が求められており、家庭や地域、学校や職場等と連携して、あらゆる差別や偏見の解消を推進する必要があります。

成年後見制度については、わからないとの回答が4割強で最も多く、さらなる制度の周知や理解促進を図る必要があります。

④安全・安心について

災害時に避難先での生活に不安を抱える人が過半数を占めています。具体的にはトイレや薬・医療のこと、プライバシー保護のことなど、多くの不安が挙げられており、災害時に適切な支援を受けることができるよう、設備の整備や避難場所の確保等に努める必要があります。

また、災害時の救援のために行政機関や行政区での個人情報の共有については、半数が理解を示しているものの、わからないとの回答や個人情報の流出が不安であるなどの回答もあるため、施策を周知するとともに要支援者を把握していく必要があります。

⑤まちづくりについて

障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのためには、年金・手当の充実を望む人が最も多いほか、教育・啓発の推進、保健・医療の充実、福祉に関する相談支援体制の充実、就労の援助や雇用の機会の確保など、多岐にわたる施策の充実が求められています。

引き続き、経済的な支援や相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、保健・医療・教育・雇用など、あらゆる分野における取組を充実していくことが求められます。

福祉制度に関する情報については、市の広報紙やパンフレットを中心に、様々な媒体を活用していることがわかりました。

利用している情報機器については、半数以上がスマートフォンを利用しており、SNSを利用した情報収集についても一定のニーズがあることから、より利用しやすくわかりやすい情報発信をしていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人が地域で自立して生活することができるよう、療育・教育・雇用・保健・医療・緊急時など、あらゆる分野において、障がいに対する理解を深め、日常生活における総合的な支援を充実することが求められます。

また、障がいのある人の基本的な人権が尊重されるよう、障がいのある人に対する正しい理解や認識を深め、NPO法人やボランティア団体などが相互に連携し、地域全体で障がいのある人を受け入れ、支えていく体制を充実することが求められます。

本市では、これまでの障がい者計画の基本理念である「ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち」を継承し、障がいのある人もない人も、すべての人々がお互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活し活動できる共生社会の実現を目指します。

なお、本計画の名称は「みどり市障がい者計画2022」とし、市民と行政とのパートナーシップに基づくまちづくりを進めます。

■本計画の基本理念

ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち

2 基本方針

計画の基本理念の実現に向けて、国や群馬県の考え方等を踏まえ、次に示す基本方針のもとに、取組を推進します。

基本方針1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人やその生活を支援する家族等の介助者の意見を尊重し、施策に反映するとともに、障がいのある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援します。

基本方針2 あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人もない人もその能力を発揮しながら安心して生活できるよう、アクセシビリティを向上していきます。

基本方針3 当事者本位の総合的かつ横断的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けることができるよう、福祉や教育、雇用等の各分野の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

複数の分野にまたがる課題については、障がいのある人やその生活を支援する家族等の介助者の意向を踏まえ、関係機関が必要な連携を図りながら総合的かつ横断的に対応していきます。

基本方針4 障がいの特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい福祉施策は、障がいの特性や状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえてきめ細かい支援を行います。

その際、外見からは判別しにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは症状が多様化しがちであり、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意します。

基本方針5 複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対して、きめ細かい配慮のもと、施策を実施していきます。

特に女性はそれぞれの障がい特性や状態により様々な支援が必要となること、子どもは一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすためにニーズへの配慮をすること、高齢者は高齢化の状況を踏まえた施策との整合性に留意すること等を考慮して支援を行います。

基本方針6 障がいを理由とする差別の解消

障害者差別解消法や「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、様々な関係機関との連携を図りつつ、事業者、市民等の幅広い理解のもと、障がい者差別の解消に向けた取組を推進します。

基本方針7 施策の総合的かつ計画的な取組の推進

必要な現状把握・分析を行うとともに、PDCAサイクルにより、施策の着実な実行及び見直しを行います。

3 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、7つの基本方針のもとに、本市の現状及び課題を踏まえ、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標1 障がいに対する理解促進と差別解消

障がいのある人は、社会参加の機会や手段が限られることにより、社会生活や日常生活において様々な制限や制約、困難が生じてしまいます。そのため、近所付き合いや地域コミュニティとの交流が希薄になり、地域の人々の理解も得られにくい状況になってしまいます。

アンケート調査結果では、この1年間で半数近くの人が社会活動への参加がないと回答しており、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人との関わりがより希薄なものとなっている状況であると考えられます。

日常生活における差別や偏見については、「よく感じる（14.4%）」と「ときどき感じる（27.6%）」の回答を合わせると42.0%となり、前回のアンケート調査結果（36.6%）から5.4ポイント増加しています。

また、「近所の人」や「職場や学校の関係者」「友人・知人」等身近な人から差別を感じており、ヒアリング調査結果においても、外見からは分かりにくい障がいへの理解についての配慮等が求められていることから、差別や偏見の解消に向けて、さらなる対策が必要です。

そのため、地域の人々が障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も、市民一人一人がお互いを尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。

基本目標2 生活支援サービスの充実

障がいのある人が生涯に渡り安心して安定した生活を送るためには、そのニーズや特性に応じた生活支援サービスが提供されることが必要です。

アンケート調査結果では、心配なことや不安なことの相談先は、「家族（69.0%）」が最も多く、身近な家族が第一の相談先となっています。また、「医師や看護師、病院職員（20.0%）」や「市の相談窓口、保健師、相談支援事業者（17.0%）」、「施設や作業所の職員（16.3%）」など家族以外の相談先にも一定の回答数があり、関係機関や関係団体等がそれぞれの役割を果たしていることが伺えます。

一方で、相談場所や利用できるサービスがわからないといった声や、障がいの重度化や親亡き後の生活支援についての不安等も多く、将来を見据えた相談体制の構築や地域支援の在り方を検討していく必要があります。

令和3年3月に策定した「第6期みどり市障害福祉計画・第2期みどり市障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人が自ら選択して、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、関係機関等と連携し、障がいのある人やその家族等の介助者への相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。

基本目標3 保健・医療体制の充実

近年、異常気象や自然災害、新たな感染症の流行などにより、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。その中で、こころの健康を損なう人が絶えず、その対応が求められています。

また、乳幼児期の疾病や生活習慣病による障がいの発生予防や疾病の早期発見・早期治療のためには、ライフステージに応じた各種健康診査や健康教育・相談の取組が重要となっています。

アンケート調査結果では、現在通院している人が79.0%を占めており、医療を受けるにあたっては、32.0%が「特に困ったことはない」と回答しているものの、「待ち時間が長い（20.0%）」や「病院、診療所が遠い（18.4%）」については、前回調査から引き続き困りごとの上位として挙げられています。

障がいのある人が安心して医療を受けることができ、生涯にわたって健康的に生活することができる環境づくりのために、保健・医療の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築を推進します。

基本目標4 療育・教育体制の充実

近年、障がいのある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システムの整備が推進されています。

また、令和3年9月に、医療的ケアを必要とする子どもを育てる家族の負担を軽減し、子どもの健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が施行されました。市では、令和2年度に「医療的ケア児支援のための協議の場」を設置し、医療的ケアを必要とする児（者）やその家族が地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携しながら、地域支援体制の整備に向けて取り組んでいます。

アンケート調査結果では、通園・通所・通学する上で感じることについて「今の保育所や幼稚園、学校に満足している（44.4%）」が最も多くなっています。一方で「他の児童・生徒とふれあう機会が少ない（25.9%）」や「周囲の人の障がいに対する理解が不足している（20.4%）」といった意見も挙げられています。

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた取組を支援する視点から、子どもの交流機会の確保や障がいに対する理解促進、医療的ケアを必要とする子どもやその家族の負担軽減を図るなど、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられる体制の充実を図ります。

基本目標5 就労環境の整備

障がいのある人が就労することは、社会的な自立や生きがいを持った生活を営む上での基盤となることから、職業能力開発や職場適応の機会の確保、さらには企業等の事業主や従業員が障がい者雇用について理解を深めていくことが必要です。

アンケート調査結果では、障がいのある人が仕事をするために必要な環境整備について「障がいの状態にあわせた働き方を認めること（56.9%）」と「事業主や職場の人たちの障がいに対する理解（56.5%）」の割合が高くなっています。

そのため、ハローワークや関係機関等と連携し、企業等に対して障がいのある人の雇用への理解と協力を求め、雇用機会の拡大を図り、障がいのある人が安心して働ける環境を整備します。

基本目標6 コミュニケーション環境の充実

障がいのある人への情報提供方法や伝達手段の確保は、社会参加の促進や災害時の避難情報の提供など、地域で安心した生活を送るために欠かせません。

アンケート調査結果では、福祉制度に関する情報の入手先について、「市の広報紙やパンフレット（39.9%）」が最も多く、以下「市の相談窓口、相談支援事業者（21.7%）」、「病院などの医療機関（21.6%）」、「家族や友人（20.0%）」となっています。

また、SNSを利用した情報収集は、「利用している」が15.6%、「今は利用していないが、利用してみたい」が30.6%となっており、多様な媒体を活用した情報提供が求められます。

市のホームページや広報紙を中心に、情報提供の充実に努めるとともに、障がいのある人もない人も、すべての人の利用しやすさに配慮した情報提供の取組を推進します。

基本目標7 安全・安心の確保

障がいのある人が自らの希望した場所へ安全かつ自由に移動し、安心して生きがいのある充実した生活を送るためには、日常生活を取り巻くあらゆる環境において快適性や安全性が確保されることが重要です。

アンケート調査結果では、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために重要なことについて、経済的支援や理解促進等の取組のほか、「障がいのある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備（32.3%）」や「建物や交通機関、道路などの障がいのある人に配慮したまちづくりの推進（27.0%）」、「災害時の避難等の救援体制の確保（27.0%）」等の安全・安心に関することの割合も高くなっています。

また、外出時に不便に感じることは、「介助者がいないと外出できない（20.9%）」が最も多く、以下「建物の入口や内部の段差や階段（15.5%）」、「道路の段差、歩道が狭い、障害物がある（15.1%）」、「意思疎通が思うようにできない（14.3%）」などとなっており、外出時に様々な支援を必要とする人がいることがわかります。

さらに、緊急時の備えとして必要な対策として、「避難時の設備（トイレなど）の整備（50.9%）」や「避難しやすい避難場所の確保（50.7%）」、「地域で助け合える体制の整備（34.0%）」などの割合が高くなっています。

災害時には、障がいの特性や程度によって、個別の支援が必要となるケースが多く、災害時に適切な支援を受けることができるよう関係各課と連携を図り、支援体制を整備していく必要があります。

こうしたことから、障がいのある人の安全・安心の確保に必要な支援は多岐にわたり、都市基盤や公共施設、道路環境等のバリアフリー化を図るとともに、地域と一体となって障がいのある人の利便性に配慮した環境の整備を推進します。

4 施策体系

■□基本理念□■

ともに暮らし 支えあう 笑顔のまち

■□基本方針□■

- 基本方針1 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 基本方針2 あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- 基本方針3 当事者本位の総合的かつ横断的な支援
- 基本方針4 障がいの特性等に配慮したきめ細かい支援
- 基本方針5 複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- 基本方針6 障がいを理由とする差別の解消
- 基本方針7 施策の総合的かつ計画的な取組の推進

基本目標1 障がいに対する 理解促進と差別解消	→	地域の人々が障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も、市民一人一人がお互いを尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。
基本目標2 生活支援サービスの充実	→	関係機関等と連携し、障がいのある人やその家族等の介助者への相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。
基本目標3 保健・医療体制の充実	→	保健・医療の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築を推進します。
基本目標4 療育・教育体制の充実	→	子どもの交流機会の確保や障がいに対する理解促進を図るなど、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制を充実します。
基本目標5 就労環境の整備	→	企業等に対して障がいのある人の雇用への理解と協力を求め、雇用機会の拡大を図り、障がいのある人が安心して働ける環境を整備します。
基本目標6 コミュニケーション 環境の充実	→	市のホームページや広報紙を中心に、情報提供の充実に努めるとともに、障がいのある人もない人も、すべての人の利用しやすさに配慮した情報提供の取組を推進します。
基本目標7 安全・安心の確保	→	都市基盤や公共施設、道路環境等のバリアフリー化を図るとともに、地域と一体となって障がいのある人の利便性に配慮した環境の整備を推進します。

第4章 施策の展開

基本目標1 障がいに対する理解促進と差別解消

障がいのある人が生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域の人々が障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も、市民一人一人がお互いを尊重し、支えあう共生社会の理念の普及を図ります。

■関連する SDGs の目標



施策の方向1 啓発・広報活動の充実

障がいに関する知識や障がいのある人への理解を深めるため、市のホームページや広報紙等を活用して、啓発活動や広報活動を推進します。

また、感染症対策等に配慮しながら、多様な機会を通じて、障がいのある人との交流を図り、障がいや障がいのある人への理解促進を図ります。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
啓発活動の推進	社会福祉課
みどり市障がい者地域支援協議会や専門部会（こども支援部会、就労支援部会、地域づくり部会）を活用した情報発信に努めます。	
広報活動の推進	社会福祉課
ホームページや広報紙を活用し、市民への啓発・広報活動を推進します。	
障害者週間等の周知	社会福祉課
「発達障害啓発習慣」（4月2日～4月8日）や「知的障害者福祉月間」（9月）、「障害者週間」（12月3日～12月9日）などを周知するため、ポスター掲示や啓発資料の配布等を行います。	
相談機関や各種制度、サービス提供事業所の周知	社会福祉課
障がいのある人が相談先や各種サービス、サービス提供事業所などを把握し、相談やサービスの円滑な利用につなげられるよう、ホームページや広報紙、制度案内等を用いて周知に努めます。	

事業名／事業概要	所管課
障がいの理解促進のための講演会の開催	社会福祉課
障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がいに対する地域住民の理解を深めるために、障がいをテーマとした講演会を開催します。	
精神保健福祉講演会・ボランティア養成講座の開催	社会福祉課
こころの病気への理解を深め、地域で生活する精神障がいのある人が抱える「生活のしづらさ」を理解できるよう、精神保健に関する講演会や支援活動を行うボランティアを養成する講座を開催します。	
手話に対する理解や普及の推進	社会福祉課
広報紙への手話単語の連載や各種講演会で手話通訳者を設置するなど、手話に対する理解や普及に努めます。	

施策の方向2 福祉教育の充実

小中学校等において、体験学習や交流及び共同学習の機会を充実し、幅広い福祉教育を推進します。

また、生涯学習において、障がいに関する理解を深めるための講座や学習会を開催し、幅広い年代の市民に向けた福祉教育を推進します。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
福祉に関する学習や体験活動の充実	学校教育課
小中学校等における各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の学習を通し、福祉に対する興味関心を高め、福祉についての知的理解の深化を図ります。 また、職場体験やボランティア活動等、発達段階に応じた福祉体験活動を充実し、福祉に関する実践力の育成に努めます。 さらに、手話言語条例の制定を踏まえ、手話教室の開催拡充を図るなど、手話に関する教育の充実に努めます。	
講座・学習会の開催	社会教育課
生涯学習活動の一環として、障がいや介護について理解を深めるための講座・学習会を開催します。 また、「みどり市どこでも出前講座」を活用し、市民からの主体的な学習要求に対応できるよう努めます。	

施策の方向3 ボランティア・関係団体の活動支援

市民のボランティア活動を通じて、障がいのある人との交流機会を広げるため、ボランティア団体の自主的・自発的な活動がしやすい環境の整備に努めます。

また、障がいのある人とその家族の福祉の向上や親睦を深める活動等を行う障がい者団体の活動を支援します。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
ボランティア団体の活動支援	企画課
ボランティア活動への支援と育成に努め、市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備するとともに、障がいのある人を支援するボランティア団体等の情報提供に努めます。	
障がい者団体の活動支援	社会福祉課
障がい者団体の活動しやすい環境づくりを推進するため、団体の活動を積極的にPRを行います。 また、「知的障害者福祉月間」（9月）などに各種団体が行う啓発活動（福祉パレード等）が効果的に行えるよう支援します。	

基本目標2 生活支援サービスの充実

障がいのある人が自ら選択して、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、関係機関等と連携し、障がいのある人やその家族等の介助者への相談支援やサービス提供体制の充実を図ります。

■関連する SDGs の目標



施策の方向1 生活安定施策の充実

障がいのある人の経済的な自立を支える手当や年金等の周知及び利用促進を図ります。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当	社会福祉課
在宅で著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活に常時介護を必要とする人に、障がいのために生じる負担の手助けとして手当を支給します。	
特定疾患等患者等見舞金支給事業	社会福祉課
群馬県発行の「特定疾患医療受給者証」または「小児慢性特定疾患医療受給者証」を交付されている人に見舞金を支給します。	
人工肛門及び人工膀胱受術者見舞金支給事業	社会福祉課
人工肛門及び人工膀胱の手術を受けた人に見舞金を支給します。	
じん臓機能障害者等通院交通費補助事業	社会福祉課
じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して人工透析療法による医療を受けている人、または小腸機能障害の身体障害者手帳を持ち、医療機関に通院して中心静脈栄養法等による医療を受けている人に通院にかかる交通費を補助します。	

事業名／事業概要	所管課
心身障害者扶養共済年金事業	社会福祉課
身体障害者手帳1級から3級または知的障がいもしくは同程度の精神障がいのある人を扶養している保護者が、生存中毎月掛金を払いこむ任意加入方式の保険制度で、保護者が死亡し、または重度障がいとなったとき、扶養されている障がい者に年金を支給します。	
特別児童扶養手当	こども課
20歳未満で国民年金法における1級及び2級に相当する重度または中度の障がいのある児童を養育する家庭に支給される特別児童扶養手当に関する相談・請求の受付を行います。	
障害基礎年金の請求	市民課
国民年金の障害基礎年金の請求に関する相談・請求の受付を行います。	

施策の方向2 福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で自立して生活することができるよう、意思決定の支援に配慮するとともに、個々のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
訪問系サービスの提供	社会福祉課
ヘルパーにより主に居宅においてサービス（居宅介護、同行援護、重度訪問介護等）の提供を行います。	
日中活動系サービスの提供	社会福祉課
障がいのある人の日中活動を支援するため、施設でのサービス（短期入所、生活介護、日中一時支援、地域活動支援センター、障害者デイサービスセンター等）の提供を行います。	
居住系サービスの提供	社会福祉課
障がいのある人の居住場所としてのサービス（グループホーム、施設入所支援等）の提供を行います。施設入所者の地域生活への移行を踏まえたサービス提供を行います。	
補装具費の支給	社会福祉課
身体障がい者（児）及び難病患者等に、身体上の障がいを補うための用具の購入及び修理を行います。	
日常生活用具の給付	社会福祉課
重度の障がいのある人等に、自立した日常生活を支援する用具や住宅改修費などの給付を行います。	

事業名／事業概要	所管課
自動車運転免許取得・改造費補助事業	社会福祉課
群馬県公安委員会の適性検査試験に合格した肢体不自由の身体障害者手帳所持者に、指定教習所での免許取得費用の一部を助成します。 また、上肢・下肢・体幹機能障害の身体障害者手帳所持者が自動車の制御装置を改造する経費について助成します。	
重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業	社会福祉課
上肢・下肢・体幹機能または視覚に重度の障がいがある人に、玄関・台所・浴室・トイレなどを改造するための費用を補助します。原則として1世帯1回の補助とし、新築については対象外となります。	
重度身体障害児（者）理容サービス事業	社会福祉課
下肢機能及び体幹機能に障がいのある人で、出張による理容サービスが必要な人に理容サービス券を交付します。	
心身障害（児）者紙おむつ給付事業	社会福祉課
医師の意見書の交付を受けて、身体障がいと知的障がいを重複して持つなどの条件に該当する人に、紙おむつ等を給付します。	
難聴児補聴器購入支援補助事業	社会福祉課
身体障害者手帳の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器を購入する経費の補助を行います。	
要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援事業	社会福祉課
在宅で生活する医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）を介護する家族に対して、長時間の訪問看護を提供することにより、介護する家族の負担軽減につなげます。	
訪問入浴サービス事業	社会福祉課
入浴が困難な重度の障がいのある人等に、移動入浴車で自宅において訪問入浴サービスを提供します。	

施策の方向3 相談支援の充実

障がいのある人やその家族等への相談支援体制の強化・充実を図ります。

従来分野別の支援体制では対応が難しい複合的な課題や各種制度の狭間のニーズに対応するために、他機関協働事業を行い、包括的な支援体制を構築します。

また、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護等を図るために、要保護児童対策地域協議会の機能を活用して、障がいのある人やその家族に対する支援を行います。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
相談支援事業	社会福祉課
障がい等に関する相談に総合的に対応し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス利用支援、関係機関との連絡調整、賃貸住宅等の入居に必要な調整、その他地域生活に関する支援を行います。 基幹相談支援センターには、主任相談支援専門員等の専門職を配置し、機能の強化を図ります。	
重層的支援体制整備事業	社会福祉課 介護高齢課 こども課 健康管理課
多分野にわたる問題（障がい者・高齢者・子ども・困窮等）を解決するために、包括的な支援体制を構築できるよう他機関協働事業を行います。	
要保護児童対策地域協議会	こども課
実務者会議において、要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援ができるよう、関係機関との情報共有や見守りの手配を行います。 問題解決に向けた支援を行う中で、家族の障がい等が影響している場合には、障害福祉担当や相談支援専門員と連携を図ります。	
「親亡き後」の相談支援	社会福祉課
「親亡き後」の生活について、将来の不安を共に考え、生活課題を明らかにした上で必要な支援につなげられるよう、相談体制の整備を行います。	

施策の方向4 権利擁護の推進

障がいのある人の自己選択・自己決定による適切なサービス利用のために必要な権利擁護制度の利用促進を図るとともに、市民における人権意識の高揚を図るために啓発活動を推進します。

また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期対応に向けた体制づくりを進めるほか、障がい者差別の解消を推進します。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、審判の申立て費用等を助成します。 また、成年後見制度の理解・啓発のため、研修会を実施し、制度の周知を図ります。	

第4章 施策の展開

事業名／事業概要	所管課
人権意識の啓発	社会教育課
人権への理解を深めるため、人権展の開催や人権啓発資料の作成・配布を行い、人権教育の推進に取り組みます。	
虐待防止対策の推進	社会福祉課
障がいのある人への虐待の未然防止や虐待発生時の対応等について、地域支援協議会や関係機関と連携して対策の検討を進めます。 また、虐待の通報義務について広く周知し、虐待がエスカレートしないうちに、早期に介入して予防や対策ができるよう努めます。	
障がい者差別の解消	社会福祉課
障がい者差別の起こらない社会を目指し、障がいのある人への合理的配慮が推進されるよう、制度の周知を図ります。	
選挙制度の啓発	総務課
渡良瀬特別支援学校へ出向いて選挙の出前講座を行い、選挙への理解を深めてもらうとともに、18歳からの投票につながるよう、継続した啓発に取り組みます。	

施策の方向5 福祉人材の確保

高齢化や障がいの重度化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、障がい者福祉分野の人材の確保及び資質の向上に努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
専門職の配置	総務課
保健（医療）福祉分野における専門職を社会福祉分野及び高齢介護分野へ配置し、福祉関係課及び福祉事務所における専門職の確保を図ります。	
職員研修	総務課
関係職員の資質向上を図るため、市職員研修を充実するとともに、研修関係団体等の福祉に関する研修への積極的参加を促進します。	
民生委員・児童委員の充実	社会福祉課
地区で障がいのある人の相談を受ける民生委員・児童委員に対して、障がい等に関する理解を深める研修として成年後見制度や要約筆記などの研修を継続実施し、相談・援助の充実を図ります。	

施策の方向6 スポーツ・趣味・文化芸術活動の充実

障がいのある人の個性や能力の発揮、社会参加の促進等を図るため、スポーツや趣味・文化芸術活動に参加しやすい環境や機会の充実に努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 スポーツやレクリエーションを通じて、体力向上を図り、交流・余暇活動の充実に努める「スポーツ・レクリエーション教室」を実施します。 また、群馬県障害者スポーツ大会について周知を行う等、障がいのある人へのスポーツの普及を図ります。	社会福祉課
各種教室・サークル活動の充実 各種生涯学習活動に障がいのある人が参加しやすい環境整備を進め、だれもが気軽に参加できる各種教室やスポーツサークルなどの充実に努めます。 また、市民スポーツフェスティバル等の軽スポーツ体験教室を開催し、障がいのある人のスポーツへの参加機会の拡大を図ります。	社会教育課
指導者の確保・育成 障がいに理解のあるスポーツ指導者、文化・趣味教室の講師等の確保・育成に努めます。 また、群馬県スポーツ協会の健康スポーツ指導者バンク等の指導者情報の提供に努めます。	社会教育課

基本目標3 保健・医療体制の充実

障がいのある人が安心して医療を受け、生涯にわたって健康的に生活することができる環境づくりのために、保健・医療の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築を推進します。

■関連する SDGs の目標



施策の方向1 障がいの予防・早期発見体制の充実

障がいの原因となる疾病の予防・早期発見を図るため、妊婦に対する健康診査、高齢者の介護予防などの保健事業を推進するとともに、健康教育や保健指導体制の充実に努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
妊婦相談事業 妊娠届出時、妊婦に保健師・助産師による健康相談・保健指導を行い、妊娠中の母体の健康と胎児の健全な発育のための支援に取り組みます。 また、妊婦が自ら健康管理に努め、健やかな妊娠期を過ごし、無事に出産することを目的として、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。	健康管理課
妊産婦健康診査事業 定期的な妊産婦健康診査の受診を促し、母子の健康管理と疾病等の早期発見・対処に努めます。	健康管理課
母子保健健康教育事業 パパママクラス（両親学級）等において、出産や育児の不安を和らげられるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の提供や相談先の案内や仲間づくりなど、楽しく育児を行えるようサポートします。	健康管理課
乳幼児健康診査等事業 4ヶ月児健診、7ヶ月児健診、1歳児相談、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診等で障がいの原因となる疾病等を見つけ、関係機関との連携を図り支援に努めます。 また、身体面だけでなく、心理面や情緒面においても支援が必要な乳幼児を支援するため、心理相談やみどりっこ相談会を行います。	健康管理課

事業名／事業概要	所管課
生活習慣病予防事業	健康管理課 市民課
障がいの原因となる脳血管疾患等を予防するため特定健康診査を実施します。 また、健康な生活習慣を身につけるため、健診後の事後指導や健康相談、健康教室を開催します。	
骨粗しょう症予防事業	健康管理課
健康相談等で年に数回、骨密度測定を実施し、年齢に関係なく、受けられるようにします。	

施策の方向2 適切な医療・リハビリテーションの充実

個々の障がいの程度や種類に応じた適切な医療やリハビリテーションが円滑に提供されるよう、保健・福祉・医療等の関係機関が連携を図り、医療サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

また、医療にかかる経済的負担を軽減するため福祉医療制度の充実に努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
自立支援医療（更生医療・育成医療）	社会福祉課
指定の医療機関で更生医療（身体機能の回復を図るため、その障がいそのものを軽減、除去するための医療）を受けた場合に医療費の一部を公費負担します。 また、指定医療機関と積極的に連携し、制度の理解・推進を図ります。	
自立支援医療（精神通院医療）	社会福祉課
精神通院医療（精神的な病気、てんかん等による通院治療）に関する相談・申請の受付を行います。	
療養介護医療	社会福祉課
日中活動系サービスの一つである療養介護（医療機関で行う機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話等）のうち、医療にかかわる部分を療養介護医療として提供します。 また、18歳到達の年度末までは児童相談所がサービス提供しますが、その後市がサービス提供するため、円滑な移行に努めます。	
福祉医療制度	市民課
医療費の負担を軽減し、社会福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障がい児（者）、中学生までの子ども及び母子、父子家庭等に対し、医療費の自己負担分の全部または一部を助成します。	

事業名／事業概要	所管課
広域医療体制の充実	健康管理課
救急医療施設運営費補助について継続実施するとともに、医療機関に関する広域的な情報の収集と提供に努めます。	

施策の方向3 精神保健対策の充実

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域住民の協力を得ながら、保健・医療・福祉の関係者等が一体となって、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、市民のこころの健康づくりについての啓発に取り組みます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
保健センターにおける相談	健康管理課
保健センターにおいて、保健師が障がい等に関する相談を窓口や電話により随時受け、関係機関への紹介及び情報提供を行います。	
こころの健康相談	健康管理課
精神疾患、うつ病、閉じこもり等に対応するため、県立精神医療センターの医師による「こころの健康相談」を予約制で毎月実施します。ケースに応じて訪問相談も行います。	
こころの健康づくりに関する意識啓発	健康管理課
こころの健康づくりについて広報掲載やパンフレットの配布により周知し、講習会、講演会等を開催します。	
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	社会福祉課
精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障がい者の地域生活の相談支援体制を構築します。	

基本目標4 療育・教育体制の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた取組を支援する視点から、子どもの交流機会の確保や障がいに対する理解促進を図るなど、障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられる体制を充実します。

■関連する SDGs の目標



施策の方向1 療育の充実

乳幼児における障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもやその家族等を対象とした相談・援助体制の整備に取り組みます。

また、保護者が安心して働けるよう、障がい児保育・学童保育などの保育サービスの受入体制の充実に努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
乳幼児相談事業	健康管理課
乳幼児の発達、発育の確認、育児支援のため、乳幼児相談を実施します。	
障がい児支援事業	社会福祉課
発達障がいを含む障がいのある子どもを対象に、放課後等デイサービス事業など、放課後活動が必要な障がいのある子どもに、必要なサービスが提供できるよう努めます。	
障がい児保育の充実	こども課
保育園等において、障がいのある子どもへの理解をさらに深め、障がい児保育の充実に努めるとともに、受入体制の充実に努めます。	
放課後児童対策の充実	こども課
放課後に保護者等が留守となる家庭などの児童を預かる学童保育所（放課後児童クラブ）において、障がいのある児童の受け入れを行います。 また、障がい福祉サービスが必要な児童には相談支援事業所等につなぐなど、連携していきます。	

第4章 施策の展開

事業名／事業概要	所管課
地域の療育支援体制の整備	
<p>地域支援協議会のこども支援部会を活用し、地域における子どもに対する支援のあり方を検討します。</p> <p>また、こども支援部会監修のみどり市子育て応援ノート「あゆみ」を有効的に活用します。</p>	社会福祉課
発達障がいに関する支援の充実	
<p>関係者間の連携を図り、障がいのある人等の地域生活を支援するため、こども支援部会を定期的に開催し、発達障がいに関する支援についての検討を行います。</p> <p>また、県の発達障害者地域支援マネジャー派遣事業等を利用し、発達障がいに関する研修会を実施します。</p>	社会福祉課
みどりっこ相談会の実施	
<p>発達障がいのある子どもを早期に発見すると共に保育機関・教育機関等と連携して子どもの状況に応じた適切な支援を開始できるよう専門職による相談会を実施します。相談会の対象は、4歳児（年中児）とし、保護者への質問票により支援の必要性が高い子どもと保護者へ参加を促します。</p>	健康管理課
つみきの会の実施	
<p>発達に心配がある児や保護者を対象として、発達に関する学習の場と発達を促すための療育の場を提供し、相談に応じながら支援を行う「つみきの会」を実施します。</p>	社会福祉課
サポートファイル「みどりのは」の活用	
<p>こどもの成長や支援方法等に関して、支援体制の充実が図れるようこども支援部会で作成したサポートファイル「みどりのは」の周知を行い、一貫性のある支援につながるよう関係機関との連携を強化していきます。</p>	社会福祉課
医療的ケア児支援のための協議の場	
<p>医療的ケア児（たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児）が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、支援体制を整えることにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。</p> <p>また、家族の離職防止や成人期への移行後の支援についても協議を行いながら、必要な支援につなげていきます。</p>	社会福祉課

施策の方向2 学校教育の充実

障がいのある子どもの将来を見通し、一人一人の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行います。

また、特別支援教育を推進するため、園及び学校内の指導体制や関係機関との連携方策を整えるなど、各種支援体制の充実に努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
特別支援教育の充実に係る校内指導体制の整備	学校教育課
<p>小中学校等では、障がいのある児童生徒の障がいの状況の正確な把握や発達段階に応じた適切な教育を行うため、特別支援教育の推進役となるコーディネーター教員を指名・配置します。</p> <p>また、校内委員会の設置や個別の教育支援計画・指導計画の作成、関係機関との積極的な連携など、特別支援教育の充実に向けた体制整備に努めます。</p> <p>さらに、児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育の更なる充実に努めます。</p>	
特別支援教育サポート事業等の活用	学校教育課
<p>県が派遣する特別支援教育専門相談員や県立特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用し、指導に関する適切な情報の把握に努めます。</p> <p>また、特別支援教育コーディネーター教員と特別支援教育専門相談員が連携し、保護者等の相談に応じます。</p>	
支援員の配置	学校教育課
<p>通常学級及び特別支援学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の活動を支援するための教育支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒の情緒面の安定及び学校生活や集団生活への適応を図るなど、特別な支援を必要とする児童生徒への積極的な支援を推進します。</p>	
教育支援の充実	学校教育課
<p>市教育委員会と学校、関係機関が連携を図り、障がいのある児童生徒の将来を見通した一人一人の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者等との就学相談を充実し、その意向を踏まえた教育支援の充実に努めます。</p>	

基本目標5 就労環境の整備

ハローワークや関係機関等と連携し、企業等に対して障がいのある人の雇用への理解と協力を求め、雇用機会の拡大を図り、障がいのある人が安心して働ける環境を整備します。

■関連する SDGs の目標



施策の方向1 雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用・就業の機会を確保するため、障がいのある人の雇用に関する理解を促進するとともに、雇用関係機関との連携を強化します。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
雇用関係機関との連携	社会福祉課
地域支援協議会の就労支援部会で、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等の雇用関係機関との連携を強化し、障がいのある人の雇用、就労機会の促進に取り組みます。	
企業訪問等における障がい者雇用の啓発	商工課
市内企業訪問時に障害者雇用率制度等の周知を図ります。 また、障害者雇用支援月間（9月）において、ポスター掲示や啓発資料等の配布を行います。	
市役所等における障がい者雇用の促進	総務課
公的機関の障がい者雇用率の達成はもとより、市役所及び出先機関における障がいのある人の雇用を積極的に検討します。	

施策の方向2 福祉的就労の充実

就労移行・就労継続支援事業所等の就労支援の取組が有効に実施されるよう、事業者と雇用関係機関等の連携を図るとともに、地域活動支援センターなどの多様な福祉的就労の場の確保に努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
就労支援サービスの提供	社会福祉課
障がいのある人の就労を支援するため、施設で提供されるサービス(就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等)の一般就労を見据えた提供に努めます。	
障害者就労施設等からの物品等の調達	関係各課
障害者支援施設等における工賃アップの取組を支援するため、毎年度「みどり市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等が提供できる物品等について、施設等からの情報をもとに全庁内へ情報提供します。 また、行政機関において、授産品の購入や役務の提供を積極的に受けるよう取り組みます。	

基本目標6 コミュニケーション環境の充実

市のホームページや広報紙を中心に、情報提供の充実に努めるとともに、障がいのある人もない人も、すべての人の利用しやすさに配慮した情報提供の取組を推進します。

■関連するSDGsの目標



施策の方向1 意思疎通支援の充実

視覚や聴覚に障がいのある人が意思疎通を円滑に行えるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うなどのコミュニケーション支援を充実します。

みどり市手話言語条例（平成29年4月施行）における、手話が言語であるという認識に基づき、市民の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備します。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
コミュニケーション支援事業	社会福祉課
聴覚や視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人に手話通訳者・要約筆記者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。 また、ろう者が参加する講演会や説明会への手話通訳者の派遣や、庁舎窓口への手話通訳者の設置を充実します。	
奉仕員養成研修事業	社会福祉課
手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を実施し、奉仕員の確保に努めます。 また、手話への理解・啓発を進めるため、気軽に手話を体験できる講座を企画し、手話に触れる機会を増やします。	

施策の方向2 情報アクセシビリティの向上

障がいのある人もない人も、すべての人の利用しやすさに配慮して、各種情報提供を充実するとともに情報のバリアフリー化を推進します。

また、障がいのある人に対して、的確に情報を届けることができるよう、様々な媒体を活用するとともに、媒体の周知や活用促進を図ります。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
障がいのある人に配慮した行政情報提供	
みどり市アクセシビリティガイドラインに基づき、市ホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう努めるとともに、誰もが見やすいコンテンツの作成に努めます。 また、各種媒体の特性を活かし、状況に応じた情報発信に努めます。	秘書課
携帯電話等を利用し、防犯・防災に関する情報を適宜登録者へメールで配信します。	危機管理課
情報機器の利用促進	
群馬県障害者情報化支援センターによるパソコン相談・機器の体験利用、出張パソコン講習の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課
市立図書館での配達サービス	
視覚障がいや身体の障がい等の理由により、図書館に来館することが困難な市民に対し、図書資料及び朗読CDの配達サービスを行います。	社会教育課
電子図書館	
障がい等の理由により、図書を閲覧することや来館することが困難な市民に対し、自宅にいながら閲覧できる、読み上げ機能を有するなどの特徴を持った電子図書館サービスを提供します。	社会教育課
インターネットを活用した広報活動の推進	
市ホームページやLINE等のインターネットを活用した、市民への広報活動を推進します。	社会福祉課

基本目標7 安全・安心の確保

障がいのある人の安全・安心の確保に必要な支援は多岐にわたっており、都市基盤や公共施設、道路環境等のバリアフリー化を図るとともに、地域と一体となって障がいのある人の利便性に配慮した環境の整備を推進します。

■関連するSDGsの目標



施策の方向1 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人やその家族等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりを中心に、地域の社会資源を最大限に活用し、多様な課題に対応したサービス提供体制を整備します。

また、「みどり市都市計画マスタープラン」や群馬県が制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の推進を図るとともに、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
地域生活支援拠点等の整備・充実	社会福祉課
障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援として「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能の整備・充実を行います。	
歩道整備事業	建設課
バリアフリーの歩行空間の確保に努めるとともに、歩道の段差解消などの整備に努めます。	
市営住宅のバリアフリー化	建設課
市営住宅をリフォームするにあたって、障がいのある人等の生活の利便性を考慮した整備に努めます。	

事業名／事業概要	所管課
公共施設のバリアフリー化	財政課 社会教育課 社会福祉課
庁舎等の公共施設について、建物や設備のバリアフリー化の取組を継続し、計画的な整備に努めます。	
障がいのある人にも利用しやすいバス車両等の運行	企画課
笠懸・大間々地域のデマンドバス「電話でバス」は、車いす対応福祉車両を運行し、東地域の路線バスは、すべての車両をノンステップバスにするなど、障がいのある人が利用しやすい公共交通の維持に努めます。	
福祉タクシー料金助成事業	社会福祉課
身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（重度）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者に、基本料金分のタクシー利用券を給付します。	

施策の方向2 防犯対策の推進

地域ぐるみで地域の安全を確保する体制の整備と活動展開を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組みます。

また、障がいのある人やその家族等の消費者被害防止を図る啓発活動を推進します。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
防犯活動の推進	危機管理課
防犯委員会・地域安全パトロール隊、その他学校関係者、ボランティア等による市内安全パトロールの実施など、地域の防犯活動を推進します。	
消費者被害の防止等	商工課
障害者支援施設等への出前講座を実施し、施設関係者や家族と連携しながら、障がいのある人に対する消費者被害の防止に努めます。	

施策の方向3 防災対策の推進

災害時要援護者である障がいのある人や高齢者等に対する安全確保を図るため、行政機関等と地域組織の連携を強化し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導等の体制整備を図ります。

【基本施策】

事業名／事業概要	所管課
地域防災計画による防災体制の整備	
視覚・聴覚障がい等の障がいの特性に配慮した緊急時の情報伝達システムなど、障がいのある人に配慮した防災体制の整備に努めます。	危機管理課
災害時の避難所に加え、障がいのある人に配慮した避難体制を確保するため、福祉避難所を開設できるよう平時から準備を行います。 また、避難所等での聴覚や視覚に障がいのある人への情報伝達手段を検討します。	社会福祉課
災害時要援護者の避難支援体制の整備	
災害時に障がいのある人が円滑な避難行動をとれるよう、避難行動要支援者の洗い出しや登録について、平時から準備を進めます。 また、災害対策基本法の一部改正（令和3年5月）を受け、個別避難計画の作成を進めます。	社会福祉課
災害時に円滑な避難行動がとれるよう、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会等、平時から避難行動要支援者との関わりがある関係者と連携して個別避難計画を作成します。	社会福祉課 介護高齢課
国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を活用し、自主防災組織や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制整備を支援します。	危機管理課

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画を推進するにあたっては、障がいや障がいのある人への理解と関心を高めるとともに、計画の理念や目標について地域住民や障がい者支援に関わる人々の共通理解を得ながら、連携・協力して一体となって取り組むことが重要です。

本計画については、市のホームページや広報紙に計画の概要を掲載するなど、積極的に広報活動を行い、広く一般に周知します。

(2) 計画の推進体制の充実

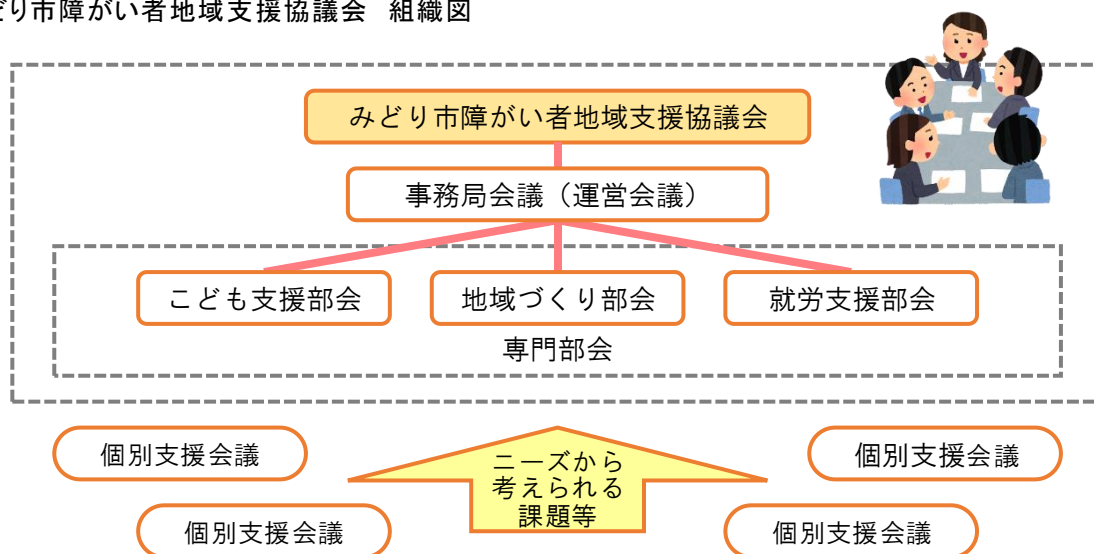
本計画を着実に推進するため、社会福祉課を中心として、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境・防災等に関する各部局が連携を図るとともに、行政と関係団体などが一体となって施策を推進していきます。

<みどり市障がい者地域支援協議会>

障がいのある人の地域生活を支援するため、相談支援体制のあり方等を検討するとともに、関係者の連携を図って情報共有し、地域の課題について対応を協議する障がい者地域支援協議会を開催します。

障がい者地域支援協議会の下部組織として、専門部会(こども支援部会、就労支援部会、地域づくり部会など)やワーキンググループを実施し、協議会の活性化を図ります。

■みどり市障がい者地域支援協議会 組織図

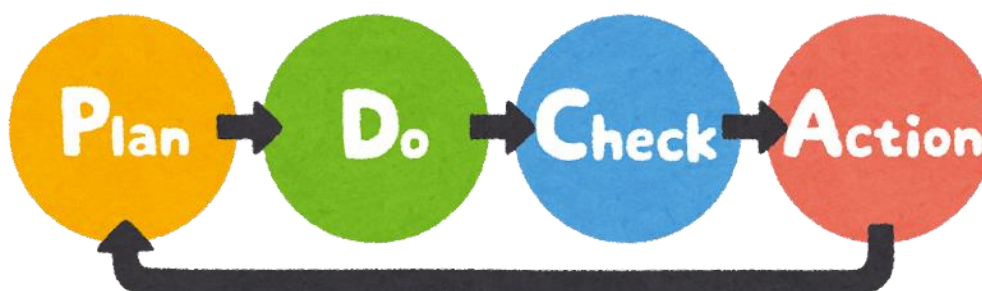


2 計画の評価

(1) 計画の進捗状況の点検

本計画の評価にあたっては、毎年度、社会福祉課において事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果を事業や計画の見直し等に反映させます。

■PDCA サイクルの概念図



Plan	【計画】	施策の実績やニーズ等をもとに計画を作成する
Do	【実行】	計画を実行する
Check	【評価】	施策を評価・分析する
Action	【改善】	施策を改善し次年度の計画に反映する

(2) 計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、市のホームページ等を活用して公表します。

資料編

1 策定の経過

年 月	内 容
令和3年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回障がい者地域支援協議会(基本説明) ・アンケート調査の実施
令和3年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係各課における施策の進捗状況の確認 ・アンケート調査の集計
令和3年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の分析
令和3年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体へのヒアリング ・相談支援事業所へのヒアリング
令和3年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回障がい者地域支援協議会(アンケート結果・現状と課題) ・第1回庁内検討会議(基本説明・アンケート結果・現状と課題)
令和3年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回庁内検討会議(計画の素案について)
令和3年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回障がい者地域支援協議会(計画の素案について)
令和3年12月～ 令和4年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施(12/20～1/17)
令和4年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係各課にて計画の最終確認 ・第4回障がい者地域支援協議会(計画の最終確認)※書面開催

2 規定・委員名簿

みどり市障がい者地域支援協議会設置要綱

令和3年6月4日

告示第102号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、みどり市障がい者地域支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営評価に関すること。
- (2) 困難事例等の対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 関係機関による情報の共有及びネットワークの構築に関すること。
- (5) 障がい者の権利擁護及び虐待に関すること。
- (6) 障がい者計画及び障害者福祉計画に関すること。
- (7) 地域生活支援拠点等の整備に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 障害者及びその家族並びに障害者団体の関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 雇用及び就労に関する機関の関係者
- (7) 地域福祉関係者
- (8) 行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局会議)

第7条 協議会は、協議会全体の進捗管理及び専門部会との連絡調整のため、事務局会議を置く。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要に応じ専門部会を置き、所掌事務を補助させることができる。

2 専門部会に部会長を置き、部会委員の互選により選任する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月4日から施行する。

(みどり市障害者地域支援協議会設置要綱の廃止)

2 みどり市障害者地域支援協議会設置要綱(平成19年みどり市告示第81号)は、廃止する。

みどり市障がい者地域支援協議会 構成員

種 別	所属団体	氏 名
保健医療関係者	桐生市医師会	たかはし あつし 高橋 厚
障害者及びその 家族並びに障害者 団体の関係者	みどり市身障者連盟	おぐろ としお 小黒 利夫
	みどり市手をつなぐ育成会	いそだ かずよ 磯田 和代
	わたらせ虹の会	かきぬま ふみこ 柿沼 文子
学識経験者	桐生大学	ま と み え 間戸 美恵
地域福祉関係者	みどり市社会福祉協議会	いしだ よしひこ 石田 義彦
	みどり市民生委員児童委員協議会	よしざわ みねこ 吉沢 峰子 こにし さとこ 小西 さと子
相談支援事業者	発達・相談支援センターつむぎ	ほしの としえ 星野 敏江
教育機関関係者	渡良瀬特別支援学校	やなぎ たけし 柳 武志
障害福祉サービス事業者	療育センター きぼう	まいた しんいち 米田 真一
行政機関の職員	みどり市保健福祉部	たかはし たてお 高橋 健夫
相談支援機関	みどり市障がい者 基幹相談支援センター	あおき えみ 青木 恵実

みどり市障がい者計画庁内検討会議設置規程

平成 23 年 7 月 1 日

訓令第 38 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)に基づく市町村障害者計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、庁内の関係部局による必要な事項の検討を行うため、みどり市障がい者計画庁内検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、計画の策定(決定された計画の変更を含む。)に関する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 検討会議の委員長は、保健福祉部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長が不在のときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

4 委員は、やむを得ない事情により検討会議に出席できないときは、当該委員の属する課の職員にこれを代理させることができる。

(会議)

第 4 条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、検討会議の委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 検討会議の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

附 則

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 6 日訓令第 8 号)

この訓令は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

資料編

別表(第3条関係)

(令3訓令8・一部改正)

保健福祉部長	総務課長	秘書課長	財政課長	企画課長	市民課長
社会福祉課長	介護高齢課長	こども課長	健康管理課長	商工課長	
建設課長	都市計画課長	危機管理課長	学校教育課長	社会教育課長	

3 用語解説

あ行

用語	解説
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。
NPO	Non-Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織のこと。

か行

用語	解説
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
合理的配慮	行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

さ行

用語	解説
社会的障壁	障がいのある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。障がいのある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの。
手話通訳者	手話を用いて通訳を行う者。所定の講習を受けて技術を習得した者を手話奉仕員という。
障害者虐待	障がいのある人に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待行為を防止することが、障がいのある人の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待②性的虐待③心理的虐待④保護の放置（ネグレクト）⑤経済的虐待がある。

用語	解説
障害者週間	毎年12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。平成16年6月の障害者基本法の改正により、従来の「障害の日」（12月9日）に変わるものとして設定された。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障がい（視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）があるものに対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がいのある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。
生活習慣病	がん、高脂血症、高血圧症、歯周病など、食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。
総合的な学習の時間	教科の枠を超えた合科的、横断的な学習であり、児童生徒が「福祉」や「環境」といったテーマについて、自ら課題を見つけ、学び、調べ、考えるなどして主体的な思考力や問題解決能力を培うことができる学習。

た行

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点	障がいのある人の高齢化、障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等のこと。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

用語	解説
デマンドバス	利用者の要求に応じて運行する形態のバス。
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

な行

用語	解説
難病	国の「難病対策要綱」によると、①原因不明、治療法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が大きく、また精神的に負担の大きい疾病と定義されている。
ノンステップバス	高齢者や障がいのある人に配慮し、乗降口の段差をなくして乗降性を高めた低床バスのこと。

は行

用語	解説
8050 問題	80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のこと。
発達障がい	発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。発達障がいでは障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされている。近年では、症状の程度や知的な遅れの有無に関わらず自閉症と同質の障がいがある場合、自閉症スペクトラムとして幅広くとらえることもある。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人の移動や住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁にとどまらず、制度的、心理的な社会的障がいや情報保障等、広く障がいのある人を取り巻く生活全般にわたる障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことにも用いられる。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な人。
福祉的就労	障がいのため、一般企業等に就労する機会が得られない障がいのある人が授産施設などで働くこと。

資料編

用語	解説
福祉避難所	災害発生時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人や高齢者等を受け入れるため、特別な配慮がなされた避難所。

や行

用語	解説
要約筆記者	筆記を用いて話し手の内容を要約して情報伝達を行う者。

ら行

用語	解説
ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいう。
リハビリテーション	障がいのある人者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目的とした治療や訓練。また、障がいのある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加を目指すとの考え方。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある子ども及びその家族、障がいに関して心配のある人等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。
療育手帳	知的障がいのある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定されたものに対して、都道府県知事、指定都市市長が交付する手帳。

みどり市障がい者計画2022

令和4年3月

発行 みどり市

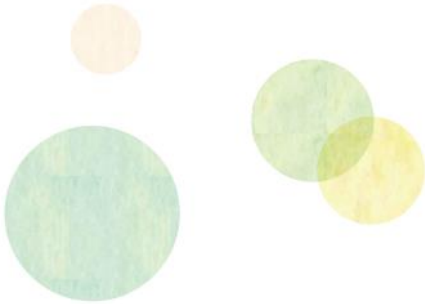
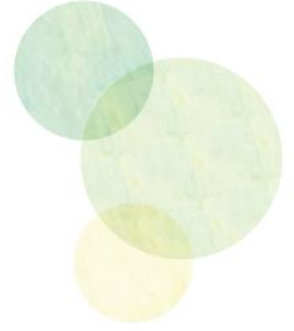
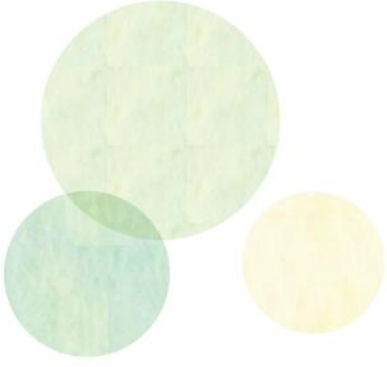
編集 みどり市 保健福祉部 社会福祉課

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952（笠懸庁舎）

TEL：0277-76-2111（代表）

FAX：0277-76-2449

ホームページ：<https://www.city.midori.gunma.jp>



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

みどり市はSDGsの推進に取り組んでいます